毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

○ 条 例 所管課(室)名

○長崎県税条例の一部を改正する条例 税 務 課

◎ 規則

○長崎県税条例施行規則の一部を改正する規則 税 務 課

○衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則 福祉保健課

◎訓令

○長崎県文書取扱規程の一部改正 総務文書課

○長崎県公印規程の一部改正 /

○長崎県電子署名規程の一部改正 //

○長崎県税取扱規程の一部改正 税 務 課

◎ 人事委員会規則

○職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則 人事委員会事務局

○住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

○令和元年長崎県条例第26号附則第8項から第10項までの規定による / 住居手当の支給に関する規則

○会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

◎ 人事委員会公告

・不服申立て事案の却下決定に係る公示送付(2件) 人事委員会事務局

条 例

長崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第42号

長崎県税条例の一部を改正する条例 長崎県税条例(昭和47年長崎県条例第7号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(納税管理人)	(納税管理人)
第7条 県税(個人の県民税、県民税利子割、県民税配当割、	第7条 県税(個人の県民税、県民税利子割、県民税配当割、
県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、県たばこ税、軽油	県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、県たばこ税、軽油

引取税及び狩猟税を除く。次項及び第98条において同じ。) の納税義務者又は特別徴収義務者は、県内に住所、居所、 事務所又は事業所(法人の県民税にあっては、寮等を含む。) を有しない場合又は有しなくなった場合においては、納税 に関する一切の事項を処理させるため、課税地を所管する 振興局の所管区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所 を有する者のうちから法第29条第1項、法第72条の9第1 項、法第73条の10第1項、法第79条第1項、法第153条第 1項、法第190条第1項及び法第745条第1項において準用 する法第355条第1項の規定による納税管理人を定めてこ れを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申告し、 又は当該区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有 する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納 税管理人として定めることについて知事に申請してその承 認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変 更しようとする場合その他申告した事項又は承認を受けた 事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

2 略

(事業税の課税免除及び不均一課税)

第17条 略

2~6 略

7 知事は、半島振興法(昭和60年法律第63号)第9条の4 第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された計画 区域(第25条第4項及び第74条第5項において「産業振興 促進計画区域」という。)内において当該認定産業振興促 進計画に定められた同法第17条各号に掲げる事業(第25条 第4項及び第74条第5項において「対象事業」という。) の用に供する施設又は設備で、半島振興法第17条の地方税 の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令 (平成7年自治省令第16号。以下この項において「総務省 令」という。)第1条第1号の規定の適用を受ける施設又 は設備を新設し、又は増設した者については、当該施設又 は設備を事業の用に供した日(以下この項において「操業 開始の日」という。)の属する年分又は事業年度分から操 業開始の日から起算して3年を経過する日までに終了する 各年分又は各事業年度分に限り、総務省令第2条に定める ところにより計算した収入金額又は所得金額に対しては、 第20条の規定にかかわらず、同条に定める率に、次の各号 に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じ て得た率を税率として、事業税を課する。

(1)~(3) 略

(法人の所得割等の区分経理の義務)

第19条 法第72条の23第2項に規定する医療法人若しくは農業協同組合連合会(以下この項において「医療法人等」という。)で事業税の納税義務があるものは、当該医療法人等の事業から生ずる所得について、同項の規定によって当該医療法人等の事業税の課税標準となるべき所得の計算上益金の額若しくは個別帰属益金額及び損金の額若しくは個別帰属損金額に算入されないものとされる部分とその他の部分とに区分して経理しなければならない。

2 略

(法人の事業税の税率)

第20条 略

2 電気供給業 (法第72条の2第1項第3号に規定する小売 電気事業等(以下「小売電気事業等」という。) 及び同号 に規定する発電事業等(以下「発電事業等」という。) を 除く。)、ガス供給業及び保険業に対する事業税の額は、各 事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。 3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対

引取税及び狩猟税を除く。次項及び第98条において同じ。) の納税義務者又は特別徴収義務者は、県内に住所、居所、 事務所又は事業所(法人の県民税にあっては、寮等を含む。) を有しない場合又は有しなくなった場合においては、納税 に関する一切の事項を処理させるため、課税地を所管する 振興局の所管区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所 を有する者のうちから法第29条第1項、法第72条の9第1 項、法第73条の10第1項、法第79条第1項、法第157条第 1項、法第190条第1項及び法第745条第1項において準用 する法第355条第1項の規定による納税管理人を定めてこ れを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申告し、 又は当該区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有 する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納 税管理人として定めることについて知事に申請してその承 認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変 更しようとする場合その他申告した事項又は承認を受けた 事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

2 略

(事業税の課税免除及び不均一課税)

第17条 略

2~6 略

7 知事は、半島振興法(昭和60年法律第63号)第9条の4 第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された計画 区域(第25条第3項及び第74条第4項において「産業振興 促進計画区域」という。)内において当該認定産業振興促 進計画に定められた同法第17条各号に掲げる事業(第25条 第3項及び第74条第4項において「対象事業」という。) の用に供する施設又は設備で、半島振興法第17条の地方税 の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令 (平成7年自治省令第16号。以下この項において「総務省 令」という。) 第1条第1号の規定の適用を受ける施設又 は設備を新設し、又は増設した者については、当該施設又 は設備を事業の用に供した日(以下この項において「操業 開始の日」という。)の属する年分又は事業年度分から操 業開始の日から起算して3年を経過する日までに終了する 各年分又は各事業年度分に限り、総務省令第2条に定める ところにより計算した収入金額又は所得金額に対しては、 第20条の規定にかかわらず、同条に定める率に、次の各号 に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じ て得た率を税率として、事業税を課する。

(1)~(3) 略

(法人の所得割等の区分経理の義務)

第19条 法第72条の23第1項ただし書に規定する医療法人若しくは農業協同組合連合会(以下この項において「医療法人等」という。)で事業税の納税義務があるものは、当該医療法人等の事業から生ずる所得について、同項ただし書の規定によって当該医療法人等の事業税の課税標準となるべき所得の計算上益金の額若しくは個別帰属益金額及び損金の額若しくは個別帰属損金額に算入されないものとされる部分とその他の部分とに区分して経理しなければならない。

2 略

(法人の事業税の税率)

第20条 略

2 電気供給業、ガス供給業及び保険業に対する事業税の額 は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額 とする。 する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た 金額
 - イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得 た金額
 - ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15を乗じて 得た金額
- (2) 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た 金額
 - イ 各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて得た金額

4 略

5 法第72条の2の2第1項から第4項までの規定により、法人課税信託の受託者についてこの条の規定を適用する場合においては、第1項第1号及び前項第1号中「掲げる法人」とあるのは「掲げる法人で固有法人であるもの」と、第1項第3号及び前項第3号中「その他の法人」とあるのは「その他の法人(法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)」と、前項各号列記以外の部分中「法人で」とあるのは「受託法人及び3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で」とそれぞれ読み替えるものとする。

(譲渡割の申告納付)

第24条の4 法第72条の87各項の規定により申告書を提出する義務がある事業者は、当該申告書の提出期限までに、同条各項に規定する事項を記載した申告書を知事に提出し、及びその申告した金額に相当する譲渡割を納付しなければならない。この場合において、当該事業者が当該申告書を当該提出期限までに提出しなかったときは、当該申告書の提出期限において、同条第1項後段(同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)に規定する申告書の提出があったものとみなし、当該事業者は当該申告納付すべき期限内にその提出があったものとみなされる申告書に係る金額に相当する譲渡割を納付しなければならない。

2 略

(ゴルフ場利用税の税率の特例)

第35条 次の各号の一に該当する者(法第75条の2又は法第75条の3の適用を受ける者を除く。)のゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、当該利用者に対する利用料金が通常の利用料金と比較して2割(第2号に掲げる者の利用にあっては5割)以上軽減された額で定められ、かつ、同号に掲げる者にあっては、知事の承認を受けたゴルフ場の利用である場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。

(1)及び(2) 略

(環境性能割の税率)

- 第59条 次に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率 は、100分の1とする。
 - (1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23

3 略

4 法第72条の2の2第1項から第4項までの規定により、法人課税信託の受託者についてこの条の規定を適用する場合においては、第1項第1号及び第3項第1号中「掲げる法人」とあるのは「掲げる法人で固有法人であるもの」と、第1項第3号及び第3項第3号中「その他の法人」とあるのは「その他の法人(法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)」と、第3項各号列記以外の部分中「法人で」とあるのは「受託法人及び3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で」とそれぞれ読み替えるものとする。

(譲渡割の申告納付)

第24条の4 法第72条の87各項の規定により申告書を提出する義務がある事業者は、当該申告書の提出期限までに、同条各項に規定する事項を記載した申告書を知事に提出し、及びその申告した金額に相当する譲渡割を納付しなければならない。この場合において、当該事業者が当該申告書を当該提出期限までに提出しなかったときは、当該申告書の提出期限において準用する場合を含む。)に規定する申告書の提出があったものとみなし、当該事業者は当該申告納付すべき期限内にその提出があったものとみなされる申告書に係る金額に相当する譲渡割を納付しなければならない。

2 略

(ゴルフ場利用税の税率の特例)

- 第35条 次の各号の一に該当する者(法第75条の2又は法第75条の3の適用を受ける者を除く。)のゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、当該利用者に対する利用料金が通常の利用料金と比較して2割(第3号に掲げる者の利用にあっては5割)以上軽減された額で定められ、かつ、第3号に掲げる者にあっては、知事の承認を受けたゴルフ場の利用である場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。
 - (1) スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第26条第1項 に規定する国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手 で、当該大会の練習日として指定された日において利用 する選手(当該公式練習日として利用する場合に限る。)

(2)及び(3) 略

(環境性能割の税率)

- 第59条 次に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率 は、100分の1とする。
 - (1) 次に掲げるガソリン自動車 (ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車 (電力併用自動車 (内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23

号。以下「省令」という。)で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令で定めるものをいう。以下同じ。)のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令で定めるものをいう。)を除く。以下同じ。)

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するも ので省令で定めるもの

(ア) 略

- (イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令で定めるエネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)であって令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「<u>令和2年度基準エネルギー消費効率</u>」という。)以上であること。
- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するも ので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が<u>令和2年度基準エネルギー消費効率</u>に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ~オ 略

- (2) 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用 自動車を除く。以下同じ。)
 - ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するも ので省令で定めるもの

(ア) 略

- (イ) エネルギー消費効率が<u>令和2年度基準エネルギー</u> 消費効率以上であること。
- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するも ので省令で定めるもの
 - (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が<u>令和2年度基準エネルギー消費効率</u>に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (3) 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として 用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。 以下同じ。)

ア及びイ 略

- ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの
 - (ア) 次のいずれかに該当すること。

a 略

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあっては平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの(以下「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

号。以下「省令」という。)で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令で定めるものをいう。以下同じ。)のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令で定めるものをいう。)を除く。以下同じ。)

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するも ので省令で定めるもの

(ア) 略

- (イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令で定めるエネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)であって令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。
- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するも ので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が<u>平成32年度基準エネルギー 消費効率</u>に100分の110を乗じて得た数値以上である こと。

ウ~オ 略

- (2) 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用 自動車を除く。以下同じ。)
 - ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するも ので省令で定めるもの

(ア) 略

- (イ) エネルギー消費効率が<u>平成32年度基準エネルギー</u> 消費効率以上であること。
- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するも ので省令で定めるもの
 - (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が<u>平成32年度基準エネルギー 消費効率</u>に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (3) 次に掲げる軽油自動車 (軽油を内燃機関の燃料として 用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。 以下同じ。)

ア及びイ 略

- ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。

a 略

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあっては平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの(以下「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) 略

工略

- 2 次に掲げる自動車(前項の規定の適用を受ける自動車を 除く。) に対して課する環境性能割の税率は、100分の2と する。
 - (1) 次に掲げるガソリン自動車

ア略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するも ので省令で定めるもの

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー 消費効率以上であること。

略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するも ので省令で定めるもの

(ア) 略

- (イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー 消費効率以上であること。
- (3) 略
- 3 略

(自動車税の減免)

第66条 略

2 知事は、次の各号の一に該当する自動車の所有者又は使 用者に対し、規則で定めるところにより、種別割を減免す ることができる。

(1)及び(2) 略

- (3) 中古自動車販売業者の所有する自動車のうち、商品と して所有し、かつ、展示されている自動車で、法第177 条の8に定める自動車税の賦課期日において道路運送車 両法第4条に定める登録に係る所有者及び使用者の名義 が同一のもの
- (4) 略

(鉱区税の特例)

- 第67条の2 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸 棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可 燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和53年法 律第81号) 第2条第3項に規定する共同開発鉱区に対して 課する鉱区税の税率は、前条第2項の規定にかかわらず、 次の各号に掲げる共同開発鉱区の区分に応じ、当該各号に 定める額とする。この場合においては同条第3項の規定を 準用する。
 - (1)及び(2) 略

(帳簿記載等の義務違反に関する罪)

第96条 略

2 第57条の規定に違反して帳簿を保管しなかった者は、 5万円以下の罰金に処する。

(不申告等に関する過料)

- 第98条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の過料を 科する。
 - (1) 略
 - (2) 第28条、第64条、第69条又は法第72条の55若しくは法 第745条第1項において準用する法第383条の規定によっ て申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がな くて申告又は報告をしなかった者

附則

$1 \sim 7$ 略

第1項第4号の法人税額を、各連結事業年度分の個別帰属

(イ) 略

工略

- 2 次に掲げる自動車(前項の規定の適用を受ける自動車を 除く。) に対して課する環境性能割の税率は、100分の2と する。
 - (1) 次に掲げるガソリン自動車

ア略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するも ので省令で定めるもの

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー 消費効率以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア略

- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するも ので省令で定めるもの
 - (ア) 略
 - (イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー 消費効率以上であること。
- (3) 略
- 3 略

(自動車税の減免)

第66条 略

- 2 知事は、次の各号の一に該当する自動車の所有者又は使 用者に対し、規則で定めるところにより、種別割を減免す ることができる。
 - (1)及び(2) 略
 - (3) 中古自動車販売業者の所有する自動車のうち、商品と して所有し、かつ、展示されている自動車で、法第148 条に定める自動車税の賦課期日において道路運送車両法 第4条に定める登録に係る所有者及び使用者の名義が同 一のもの
 - (4) 略

(鉱区税の特例)

- 第67条の2 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸 棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可 燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和53年法 律第81号) 第2条第3項に規定する共同開発鉱区に対して 課する鉱区税の税率は、前条第2項の規定にかかわらず、 次の各号に掲げる共同開発鉱区の区分に応じ、当該各号に 定める額とする。この場合においては前条第4項の規定を 準用する。
 - (1)及び(2) 略

(帳簿記載等の義務違反に関する罪)

第96条 略

2 第60条の2の規定に違反して帳簿を保管しなかった者 は、5万円以下の罰金に処する。

(不申告等に関する過料)

- 第98条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の過料を 科する。
 - (1) 略
 - (2) 第28条、第65条、第69条又は法第72条の55若しくは法 第745条第1項において準用する法第383条の規定によっ て申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がな くて申告又は報告をしなかった者

附則

1~7 略

8 前項に規定する各事業年度分の法人税額とは、法第23条 8 前項に規定する各事業年度分の法人税額とは、法第23条 第1項第4号の法人税額を、各連結事業年度分の個別帰属 法人税額とは、同条第1項第4号の2の個別帰属法人税額をいい、法人税法(昭和40年法律第34号)第80条(同法第144条の13において準用する場合を含む。)の規定により還付を受けた法人税額について法第53条第15項の規定の適用がある場合には、当該規定を適用して計算した後の額とする。

9及び10 略

11 附則第7項中「年1,000万円」とあるのは、事業年度又は連結事業年度が1年に満たない法人に対する同項の規定の適用については「1,000万円に当該事業年度又は当該連結事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とし、法人税法第72条第1項(同法第144条の4第1項又は第2項に読み替えられている場合を含む。)の規定の適用を受ける法人に対する同項の規定の適用については「500万円」とする。

12~17 略

(不動産取得税の税率の特例)

- 18 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に住宅 又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税 率は、第26条の規定にかかわらず、100分の3とする。 (県たばこ税の税率の特例)
- 19 たばこ事業法(昭和59年法律第68号)附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率は、次の各号に掲げる期間内に、法第74条の2第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われたときに限り、第32条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める税率とする。

(1)及び(2) 略

(3) 平成30年4月1日から<u>令和元年9月30日</u>まで 1,000 本につき656円

20~26 略

27 次に掲げる自動車に対する第62条の規定の適用については、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。以下同じ。)にあっては令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、別表第5中別表第2(その1)に掲げる税率の項、別表第2(その2)に掲げる税率の項、別表第2(その4)に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第27項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1)~(3) 略

- (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が全和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であるもので省令で定めるもの
- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和

法人税額とは、同条第1項第4号の2の個別帰属法人税額をいい、法人税法(昭和40年法律第34号)第80条(同法第145条において準用する場合を含む。)の規定により還付を受けた法人税額について法第53条第15項の規定の適用がある場合には、当該規定を適用して計算した後の額とする。

9及び10 略

11 附則第7項中「年1,000万円」とあるのは、事業年度又は連結事業年度が1年に満たない法人に対する同項の規定の適用については「1,000万円に当該事業年度又は当該連結事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とし、法人税法第72条第1項(同法第145条において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける法人に対する同項の規定の適用については「500万円」とする。

12~17 略

(不動産取得税の税率の特例)

- 18 平成18年4月1日から<u>平成33年3月31日</u>までの間に住宅 又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税 率は、第26条の規定にかかわらず、100分の3とする。 (県たばこ税の税率の特例)
- 19 たばこ事業法(昭和59年法律第68号)附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率は、次の各号に掲げる期間内に、法第74条の2第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われたときに限り、第32条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める税率とする。(1)及び(2) 略
- (3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 1,000 本につき656円

20~26 略

27 次に掲げる自動車に対する第62条の規定の適用については、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。以下同じ。)にあっては令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、別表第5中別表第2(その1)に掲げる税率の項、別表第2(その2)に掲げる税率の項、別表第2(その4)に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第27項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1)~(3) 略

- (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であるもので省令で定めるもの
- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成

<u>2年度基準エネルギー消費効率</u>に100分の130を乗じて得た数値以上であるもので省令で定めるもの

(6) 略

- 28 次に掲げる自動車に対する第62条の規定の適用については、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車にあっては令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、別表第5中別表第2(その1)に掲げる税率の項、別表第2(その2)に掲げる税率の項、別表第2(その3)に掲げる税率の項、別表第2(その4)に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第28項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。
 - (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が<u>令和2年度基準エネルギー消費効率</u>に100分の110を乗じて得た数値以上であるもので省令で定めるもの
 - (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が全和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であるもので省令で定めるもの

29~33 略

(狩猟税の税率の特例)

34 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に受け る狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56 条に規定する申請書(この項において「狩猟者登録の申請 書」という。)を提出する日前1年以内の期間(以下「特 定捕獲等期間」という。) に県内の区域を対象とする同法 第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥 獣の捕獲等(以下「許可捕獲等」という。)を行った場合 における狩猟税の税率は、第92条第1項の規定にかかわら ず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率(この項 において「軽減税率」という。)とする。ただし、軽減税 率が適用される狩猟者の登録(この項において「軽減税率 適用登録」という。)の要件を満たす者が、特定捕獲等期 間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象とな る狩猟期間(同法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。 以下この項において同じ。)の直近の狩猟期間について狩 猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受け た場合には、この限りでない。

35 略

32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であるもので省令で定めるもの

(6) 略

- 28 次に掲げる自動車に対する第62条の規定の適用については、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車にあっては令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、別表第5中別表第2(その1)に掲げる税率の項、別表第2(その2)に掲げる税率の項、別表第2(その3)に掲げる税率の項、別表第2(その4)に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第28項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。
 - (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であるもので省令で定めるもの
 - (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であるもので省令で定めるもの

29~33 略

(狩猟税の税率の特例)

平成27年4月1日から平成36年3月31日までの間に受け る狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56 条に規定する申請書(この項において「狩猟者登録の申請 書」という。)を提出する日前1年以内の期間(以下「特 定捕獲等期間」という。) に県内の区域を対象とする同法 第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥 獣の捕獲等(以下「許可捕獲等」という。)を行った場合 における狩猟税の税率は、第92条第1項の規定にかかわら ず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率(この項 において「軽減税率」という。)とする。ただし、軽減税 率が適用される狩猟者の登録(この項において「軽減税率 適用登録」という。)の要件を満たす者が、特定捕獲等期 間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象とな る狩猟期間(同法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。 以下この項において同じ。)の直近の狩猟期間について狩 猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受け た場合には、この限りでない。

35 略

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
 - (法人の事業税に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の長崎県税条例第20条の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

規 則

長崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第29号

長崎県税条例施行規則の一部を改正する規則 長崎県税条例施行規則(昭和47年長崎県規則第24号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前 改正後 (徴収金の納付又は納入)

第12条 略

2 略

3 第1項に定めるもののほか、自動車税に係る徴収金は、 納税義務者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関す る法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定によ り同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車 両法(昭和26年法律第185号)第7条、第12条又は第13条 の規定による登録の申請及び法第160条第1項の規定によ る申告書の提出を行う場合は、知事から得た納付情報によ り納付することができる。

(個人の事業税の減免)

第20条の2 略

2 条例第23条の2第2号に該当する者に対しては、災害に より自己(法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶 者及び同項第9号に規定する扶養親族を含む。以下この項 において同じ。)の所有に係る住宅又は家財で、かつ、自 己が居住し、又は使用するもの(以下この項において「住 宅等」という。)につき生じた損害の金額が、その住宅等 の価格の3分の2以上で、かつ、当該年度分の事業税の課 税標準となるべき所得金額が500万円以下であるものに限 り、当該年度分の事業税額の2分の1に相当する額を災害 の日以後に納期の末日の到来する当該年度分の事業税額か ら減額する。

3及び4 略

<u>第49条</u> 削除

別表 (第54条関係)

根拠条項	様式名	様式番号
略		
法第20条の10	略	
	自動車税種別割納税証明 書(継続検査・構造等変 更検査用)交付請求書	略
	納税証明書	
	略	
	自動車税種別割 <u>納税済</u> 確 認書 (継続検査・構造等 変更検査用)	略
	略	

(徴収金の納付又は納入)

第12条 略

2 略

3 第1項に定めるもののほか、自動車税に係る徴収金は、 納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に 関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定 により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運 送車両法(昭和26年法律第185号)第7条、第12条又は第 13条の規定による登録の申請及び法第160条第1項の規定 による申告書の提出を行う場合は、知事から得た納付情報 により納付することができる。

(個人の事業税の減免)

第20条の2 略

2 条例第23条の2第2号に該当する者に対しては、災害に より自己(法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶 者及び同項第8号に規定する扶養親族を含む。以下この項 において同じ。)の所有に係る住宅又は家財で、かつ、自 己が居住し、又は使用するもの(以下この項において「住 宅等」という。)につき生じた損害の金額が、その住宅等 の価格の3分の2以上で、かつ、当該年度分の事業税の課 税標準となるべき所得金額が500万円以下であるものに限 り、当該年度分の事業税額の2分の1に相当する額を災害 の日以後に納期の末日の到来する当該年度分の事業税額か ら減額する。

3及び4 略

(狩猟税の徴収に係る兼務発令)

第49条 狩猟者の登録を受ける者 (五島振興局、壱岐振興局 及び対馬振興局において登録を受ける者を除く。)に対す る狩猟税の徴収に関しては、総務部税務課の徴税吏員は、 長崎振興局に兼務を命ぜられたものとして当該徴収事務を 行うことができるものとする。

別表 (第54条関係)

根拠条項	様式名	様式番号
略		
法第20条の10	略	
	納税証明書	略
	<u>削除</u>	
	略	
	自動車税種別割 <u>納税</u> 確認 書(継続検査・構造等変 更検査用)	略
	略	

法 <u>第16条の3第8項、第</u> <u>9項</u>	略	
略		
規則第14条	略	
<i>,</i>	過誤納金等還付(充当) 通知書(法人県民税・法 人事業税・特別法人事業 税等用)	略
	略	
法 <u>第20条の9の3</u>	略	
	<u>更正・更正請求棄却通知</u> <u>書</u>	様式第47号
略		
法第55条、第72条の39、 第72条の41、 <u>第</u> 72条の41 の2、第72条の46、第72 条の47	法人県民税・法人事業税・ 特別法人事業税の更正・ 決定・加算金決定通知書 兼納額告知書	略
略		
法第66条、第71条の17、 第71条の38、第71条の58、 第72条の66、第73条の34、 第74条の25、第92条、第 144条の49、第173条、第 177条の19、第198条、第 700条の64、第745条	略	
略		
法第58条第6項、第63条 第3項、 <u>第72条の48の2</u> 第12項	略	
略		
	法人事業税・特別法人事 業税の確定申告書の提出 期限延長承認・却下通知 書	略
法 <u>第53条第42項</u> 、政令第 24条の3第6項、 <u>第24条</u> の4第8項、第24条の4 の2、第24条の4の3第 3項	法人税及び法人事業税・ 特別法人事業税に係る確 定申告期限の延長の処分 等について	
法 <u>第53条第43項</u>	略	
政令 <u>第24条の4第4項</u> 、 第24条の4の3第1項	法人事業税・ <u>特別法人事</u> 業税の確定申告書の提出 期限延長取消通知書	略
略		
法第73条の27の4第1 項、第4項、第73条の27 の5、第73条の27の6第 1項、第3項、第73条の 27の7	略	
略		
	略	
規則第23条第1項	軽減税率適用競技会承認	略

略		
法 <u>第16条の3第7項、第</u> <u>8項</u>	略	
略		
規則第14条	略	
	過誤納金等還付(充当)通知書(法人県民税・法人事業税・ <u>地方法人特別税用</u>)略	略
	削除	様式第44号
法第20条の9の3第1 <u>項、第2項</u>	略	TRACTOR OF THE PROPERTY OF THE
法第20条の9の3第3項	更正・更正請求棄却通知 書	様式第47号
略		
法第55条、第72条の39、 第72条の41、72条の41の 2、第72条の46、第72条 の47		略
略		
法第66条、第71条の17、 第71条の38、第71条の58、 第72条の66、第73条の34、 第74条の25、第92条、第 134条、第144条の49、第 165条、第198条、第700条 の64、第745条	略	
**** 法第58条第 6 項、第63条	略	
伝第50米第 0 項、第05米 第 3 項、 <u>第72条の49第11</u> <u>項</u>	PHT I	
略		
	<u>地方法人特別税</u> に係る確 定申告期限の延長の処分	略
	m/z	
法第53条第47項 政令 <u>第24条の4第3項</u> 、 第24条の4の3第1項	略 法人事業税・ <u>地方法人特</u> <u>別税</u> の確定申告書の提出 期限延長取消通知書	略
略	1	1
法第73条の27の3第1 項、第4項、第73条の27 の4、第73条の27の5第 1項、第3項、第73条の 27の6、第73条の27の7、 第73条の27の8、第73条 の27の9	略	
略		
規則第23条第1項	略	
	軽減税率適用競技会承認 申請書(<u>国体公式練習日</u>)	略

略	
規則第34条第3項	略
略	
条例第93条の3第2項	略
略	
法 <u>第144条の15</u> 、条例 <u>第</u> <u>51条</u>	略
略	
政令 <u>第43条の15第5項</u> 、 規則 <u>第25条</u>	略
略	
法第144条の31第1項	略

	軽減税率適用競技会承認	様式第96号の3
	申請書(知事が認めた競技会)	182 (8130 G V) S
略		
規則第34条第2項	略	
略		
条例第93条の2第2項	略	
略		
法 <u>第144条の15第2項</u> 、 条例 <u>第51条第4項</u>	略	
略		
政令第43条の15第2項 規則 <u>第35条</u>	略	
略		
法第144条の31第1項 <u>、</u> 第4項、第5項	略	
略		

様式第3号を次のように改める。

様式第3号

納税証明書交付請求書

あて

					-			
1	請求年月日	年	月	日				
2	納税者住所・氏名又は法人の所	斤在地・法人	.名・代表者	氏名				
			(法人の場	場合は	、実印を押印	してくださ	えハ,")	
	住所又は所在地							
	(フリガナ)							
	氏名又は法人名							
	代表者氏名							
	電話							
3	請求者住所・氏名(納税者と記	青求者とが異	なる場合の)み記	入してください	(°, t)		
	住 所							
	氏 名						A	
	電話							
4	型	オスロにし	印をつけて		メレン) 76.7 KiV	更故粉		
4							.	
		文)			未納がない証	明 (枚) ———	
5	使用目的 (□にレ印をつけて □ 建設業許可等変更申請の				7 打次故宏木	(化分面)) のわめ	
	□ 建設業許可等変更申請の □ その他 (/C&)			入札資格審査 資金借入のた) 0)758)	
					県営住宅入居			
6	必要とする証明内容について	(該当する□]にレ印をつ	つけて	ください。)			
		1						
	□ 法人事業税額及び 特別法人事業税額等	事業年度	(記載して	くださ	(/ ¹)			
	□ 法人県民税額	(年	月	∃~	年	月	日)
	□ 個人事業税額	(課税年度			年度)			
	□ その他(税目を記載	してください	,°) ()
7	証紙ちょう付欄(1件〈1税目	目、1事業年	度〉 1枚	につき	き400円です。)			
8	税額等(請求者は記入しないで	ごください。)						
						第		号
ı						ND.		7

様式第4号を削り、様式第3号の2を様式第4号とし、様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2

自動車税種別割納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)交付請求書

長崎県	県 振興	具局長 宛		請求年	月日		年	月	日
登録番号	長 版 世 伊			車 番 (下3ケ	台 号 「タ)				
納税	現住所			電話	()		
義務者	(フリガナ) 氏 名			Ĥ	生年 月日		年	月	日
請求者 納税者と 請求者が 異なるとき	現住所		電話		()		
記入してください。	氏 名	(会社名)		É	フリ (個)	^ガ ナ 人名)			

様式第6号の2中「自動車税種別割確認書」を「自動車税種別割納税済確認書」に改める。

様式第43号中「地方法人特別税」を「特別法人事業税等」に改める。

様式第48号、様式第48号の2及び様式第48号の5中「(局番)」を「(電話)」に改める。

様式第52号中



に、「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改める。

様式第64号中「市 町 村 名」を「市 町 名」に、「市 町 村 長」を「市 町 長」に改め、「(シ)×(エ)」を削り、同様式備考中「4 徴収額の「人員」欄には、年税額完納の人員を記載すること。」を

- 「4 徴収額の「人員」欄には、年税額完納の人員を記載すること。
- 5 不納欠損額は3月31日現在の精算按分率で算定された額を記載すること。また、「個人県民税不納欠損額調」の現年度分に計上された数値と一致すること。」に改める。

様式第74号中「自動車税減免申請書」を「自動車税種別割減免申請書」に改め、同様式申請理由の項中「同項第4号」を「同項第2号」に、「同項第5項」を「同項第3号」に、「同項第6号」を「同項第4号」に改める。

様式第75号中「第66条第2項第2号」を「第66条第2項第4号」に改め、同様式備考中「「軽自動車税環境性能割減免申請書」と」を「「軽自動車税環境性能割減免申請書」と、」に改める。

様式第80号の2備考第1項中「第17条第6項、第25条第3項又は第74条第4項」を「第17条第7項、第25条第4項又は第74条第5項」に改める。

様式第80号の4 (裏) 備考第1項中「第17条第7項」を「第17条第6項」に改める。

様式第82号中「局 番」を削る。

様式第83号及び第83号の2中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に、



様式第83号の4中「法人事業税・地方法人特別税」を「法人事業税・特別法人事業税」に、「第24条の4第2項」を「第24条の4第4項」に、「同条第3項」を「同条第5項」に、「地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条」を「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条」に改める。

様式第86号備考第5項第1号中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項第3号中「取得から6か月以内の入居前に耐震改修を実施する」を「取得後6か月以内に、改修工事を施工かつ耐震基準適合証明書等を取得のうえ入居した」に改め、同項第4号中「個人(自己居住用に限る。)に販売した場合」を「個人に販売し、購入者が自己の居住の用に供した場合」に、「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

様式第90号の3及び様式第90号の4中「長崎県指令」を削る。

様式第91号非課税利用の区分の項中「ゴルフ競技に参加」を「ゴルフ競技又はその公式の練習のために参加」に改める。

様式第92号中「(局 番) | を「(電話) | に改める。

様式第92号の2及び様式第93号中「長崎県指令」を削る。

様式第94号中「(局 番)」を「(電話)」に改める。

様式第95号中「長崎県指令」を削る。

様式第96号中「(局 番)」を「(電話)」に、「第35条第3号」を「第35条

第2号」に改める。

様式第96号の2を削る。

様式第96号の3中「第35条第2号」を「第35条第1号」に改め、同様式を様式第96号の2とする。

様式第97号から様式第98号の2までの規定中「長崎県指令」を削る。

様式第99号中「(局 番)」を「(電話)」に改める。

様式第100号中「(局 番)」を「(電話)」に、「第35条第3号」を「第35条第

2号」に改める。

様式第101号中「長崎県指令」を削り、「第35条第3号」を「第35条第2号」に改める。 様式第102号中「長崎県指令」を削る。 様式第103号中「(番)」を「(電話)」に、 局 摘 利用人員 税 人 円 円 通常の利用
 軽減税率による利用
 早期

 本による利用
 事が認めた競技会
 を 計 Γ 利 用 人 員 区 税 税 摘 円 円 通常の利用 軽減税率による利用 朝 に改める。 知事が認めた競技会 計 番)」を「(電話)」に、「市町村」を「市町」に改

様式第104号中「(局 番)」を「(電話)」に、「市町村」を「市町」め、「 局 番」を削る。 様式第107号及び様式第108号中「(局 番)」を「(電話)」に改める。 様式第109号を次のように改める。

様式第109号

年 月分 ゴルフ場利用税帳簿

ゴルフ場名()

		ゴルフ場名(
					利	用	人	Į		
			軽 減 税	率によ	る利用		非課税	による	利用	計
日	曜	通常の 利 用	早朝	薄 暮	知事が認めた競技会	18 歳 未 満	70 歳 以 上	障害者	国 体 学 生 (公式練習 生 徒 日も含む) 等	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
小	計									
合	計		軽減税率 利用者名	率による 計		非課利 利用者	党による 音合計			

(備考) この帳簿は、2部作成し、1部は納入申告書に添付してください。

様式第149号備考中「「車両番号」と」を「「車両番号」と、」に改める。

様式第152号から様式第154号までの規定中「長崎県指令」を削る。

様式第156号中「長崎県指令」を削り、同様式(注意)第1項中「第85条第1項」を「第51条第1項」に改める。 様式第157号中「(局 番)」を「(電話) | に改める。

様式第158号中「長崎県指令」を削る。

様式第159号、様式第161号及び様式第164号中「(番) | を「(電話) | 局

様式第171号中「氏名」及び「(規格直径25ミリメートル)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この規則による改正前の長崎県税条例施行規則に定める様式のうち、この規則による改正後の長崎県税条例 施行規則(以下「新規則」という。)に定める様式に対応する様式については、新規則に規定する様式とみな して、当分の間使用することができる。

衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第30号

衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則

衛生事務に関する権限委任規則(昭和26年長崎県規則30号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

- 第1条 県立保健所長に知事の権限に属する次の事務を委任|第1条 県立保健所長に知事の権限に属する次の事務を委任 する。ただし、第93号から第97号までに掲げる事務につい ては五島保健所長に限る。
 - (1)~(54) 略
 - (54)の2 健康増進法第29条第2項の規定による喫煙の中 止命令又は喫煙禁止場所からの退出命令に関すること。
 - (54)の3 健康増進法第31条の規定による指導及び助言に 関すること。
 - (54)の4 健康増進法第38条第1項の規定による立入検査 等に関すること。
 - (54)の5 略
 - (55) 健康増進法第61条第1項の規定による立入検査及び 収去に関すること。
 - (56)~(88) 略
 - (89) 動愛法第13条の規定による登録の更新に関すること。
 - (90) 動愛法第14条の変更の届出に関すること。
 - (91) 動愛法第16条の規定による廃業等の届出に関するこ と。
 - (92)及び(92)の2 略
 - (92)の3 動愛法第21条の5第2項の規定による定期報告 届出の受理に関すること。
 - (92)の4 略
 - (92)の5 動愛法第22条の6の規定による犬猫等の検案書 又は死亡診断書の提出命令に関すること。
 - (92)の6 動愛法第23条の規定による勧告及び命令に関す

改正前

- する。ただし、第93号から第97号までに掲げる事務につい ては五島保健所長に限る。
 - (1)~(54) 略
 - (54)の2 健康増進法第25条の5第2項の規定による喫煙 の中止命令又は喫煙禁止場所からの退出命令に関するこ
 - (54)の3 健康増進法第25条の7の規定による指導及び助 言に関すること。
 - (54)の4 健康増進法第25条の9第1項の規定による立入 検査等に関すること。
 - (54)の5 略
 - (55) 健康増進法第27条第1項の規定による立入検査及び 収去に関すること。
 - (56)~(88) 略
 - (89) 動愛法第13条第2項の規定による登録の更新に関す
 - (90) 動愛法第14条第1項、第2項及び第3項の規定によ る変更の届出、飼養施設の廃止の届出及び犬猫等販売業 の廃止の届出の受理に関すること。
 - (91) 動愛法第16条第1項の規定による廃業等の届出の受 理に関すること。
 - (92)及び(92)の2 略
 - (92)の3 略
 - (92)の4 動愛法第22条の6第2項及び第3項の規定によ る定期報告届出の受理及び犬猫等の検案書又は死亡診断 書の提出命令に関すること。
 - (92)の5 動愛法第23条の規定による勧告、命令に関する

ること。

(92)の7 略

- (92)の8 <u>動愛法第24条の2の規定による勧告等に関する</u>こと。
- (92)の9 動愛法第24条の2の2の規定による第二種動物 取扱業の届出に関すること。
- (92)の10及び(92)の11 略
- (92)の12 動愛法第25条の規定による<u>立入検査等に関する</u> こと。
- (92)の13~(92)の23 略
- (93)~(101) 略
- (102) 食鳥処理等法第12条第6項の規定による食鳥処理 衛生管理者の設置又は変更の届出の受理に関すること。
- (103)~(111) 略

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係)

- (112) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条の2第3項(同法第14条の2第3項及び第14条の5第3項の規定において準用する場合に限る。)、第4項(同法第14条の2第3項及び第14条の5第3項の規定において準用する場合に限る。)及び第5項(同法第14条の2第3項及び第14条の5第3項の規定において準用する場合に限る。)、第14条第1項及び第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項及び第6項並びに第14条の5第1項の規定による申請及び届出の受理に関すること。
- (112)の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第 1項、第9条第1項、第3項(同法第9条の3第11項及 び第15条の2の6第3項において準用する場合を含 む。)、第4項(同法第9条の3第11項及び第15条の2の 6第3項において準用する場合を含む。)、第5項(同法 第9条の3第11項及び第15条の2の6第3項において準 用する場合を含む。)、第6項(同法第15条の2の6第3 項において準用する場合を含む。) 及び第7項(同法第 15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)、第 9条の2の3第2項、第9条の3第1項及び第8項、第 9条の5第1項(同法第15条の4において準用する場合 を含む。)、第9条の6第1項(同法第15条の4において 準用する場合を含む。)、第9条の7第2項(同法第15条 の4において準用する場合を含む。)、第15条第1項、第 15条の2の6第1項、第15条の3の2第2項並びに第21 条の2第1項の規定による申請及び届出の受理に関する こと。
- (112)の3~(117)の3 略
- (118) 浄化槽法<u>第10条の2</u>の規定による浄化槽の使用開始等の報告書の受理に関すること。
- (118)の2 浄化槽法第11条の2の規定による浄化槽の使用の休止及び再開の届出の受理に関すること。
- (118)の3 浄化槽法第11条の3の規定による浄化槽の廃止届出の受理に関すること。
- (119)及び(120) 略
- (120)の2 浄化槽法第49条第1項の規定による浄化槽台 帳の管理に関すること。
- (121)及び(122) 略
- (122)の2 浄化槽法附則第11条第1項から第3項までの 規定による特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者 に対する指導、助言、勧告及び措置命令に関すること。
- (123)~(150)の32 略
- (毒物及び劇物取締法関係)
- (150)の33 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)

こと。

(92)の6 略

- (92)の7 動愛法<u>第24条の2</u>の規定による第二種動物取扱 業の届出に関すること。
- (92)の8及び(92)の9 略
- (92)の10 動愛法第25条の規定による<u>勧告、命令及び市町</u> 村の長に対し協力を求めること。
- (92)の11~(92)の21 略
- (93)~(101) 略
- (102) 食鳥処理等法<u>第12条第4項</u>の規定による食鳥処理 衛生管理者の設置又は変更の届出の受理に関すること。 (103)~(111) 略
- (廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係)
- (112) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条の2第3項(同法第14条の2第3項及び第14条の5第3項の規定において準用する場合に限る。)及び第4項(同法第14条の2第3項及び第14条の5第3項の規定において準用する場合に限る。)、第14条第1項及び第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項及び第6項並びに第14条の5第1項の規定による申請及び届出の受理に関すること。
- (112)の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、第9条第1項、第3項(同法第9条の3第11項及び第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)、第4項(同法第9条の3第11項及び第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)、第5項(同法第9条の3第11項及び第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)、第9条の2の3第2項、第9条の3第1項及び第8項、第9条の2の3第2項、第9条の3第1項及び第8項、第9条の5第1項(同法第15条の4において準用する場合を含む。)、第9条の6第1項(同法第15条の4において準用する場合を含む。)、第9条の7第2項(同法第15条の4において準用する場合を含む。)、第15条第1項、第15条の2の6第1項、第15条の3の2第2項並びに第21条の2第1項の規定による申請及び届出の受理に関すること。
- (112)の3~(117)の3 略
- (118) 浄化槽法<u>第10条の2第1項、第2項及び第3項</u>の 規定による浄化槽の使用開始等の報告書の受理に関する こと。
- (118)の2 浄化槽法第11条の2の規定による浄化槽の廃止届出の受理に関すること。
- (119)及び(120) 略
- (121)及び(122) 略
- (123)~(150)の32 略

第4条第2項及び第3項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録及び登録の更新の申請の受理に関すること。

- (150)の34 毒物及び劇物取締法第6条の2第1項の規定 による特定毒物研究者の許可の申請の受理に関すること。
- (150)の35 毒物及び劇物取締法第7条第3項の規定による毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者の毒物劇物取扱 責任者の設置及び変更の届出の受理に関すること。
- (150)の36 毒物及び劇物取締法第9条第1項の規定によ る毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者の登録の変更の 申請の受理に関すること。
- (150)の37 毒物及び劇物取締法第10条第1項及び第2項 並びに第21条第1項の規定による毒物又は劇物の製造業 者若しくは輸入業者又は特定毒物研究者の届出の受理に 関すること。
- (150)の38 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第 261号)第35条第1項及び第36条第1項の規定による毒 物又は劇物の製造業者若しくは輸入業者の登録票又は特 定毒物研究者の許可証の書換交付及び再交付の申請の受 理に関すること。
- (150)の39~(150)の41 略

(覚醒剤取締法関係)

- (150)の42 覚醒剤取締法 (昭和26年法律第252号) 第4条 第2項 (第30条の5において準用する場合を含む。)の 規定による覚醒剤研究者等の指定の申請の受理に関する こと。
- (150)の43 覚醒剤取締法第9条第2項及び第3項、第12条第2項及び第3項(第30条の5において準用する場合を含む。)、第22条の2、第23条、第24条第1項及び第2項、第30条の4第1項、第30条の13、第30条の14並びに第30条の15第1項及び第2項の規定による覚醒剤研究者等の届出及び報告の受理に関すること。
- (150)の44 <u>覚醒剤取締法第10条第1項及び第11条第1項</u> (第30条の5において準用する場合を含む。)の規定によ る指定証の返納及び再交付の申請の受理に関すること。
- (150)の45~(150)の49 略
- (151)及び(152) 略

(長崎県食品衛生に関する条例関係)

- (153) 長崎県食品衛生に関する条例 (平成12年長崎県条 例第57号。以下この条において「食品条例」という。) 第2条第4項 (同条例第4条第3項において準用する場合を含む。) の規定による基準の緩和に関すること。
- (154) 食品条例<u>第3条</u>の規定による営業の許可に関すること。
- (155) 食品条例<u>第5条第2項</u>の規定による条例許可営業者の地位の承継の届出の受理に関すること。
- (156) 食品条例<u>第7条第1項及び第2項</u>の規定による営業の許可の取消等に関すること。
- (157) 食品条例<u>第8条</u>の規定による食品販売営業の届出 の受理に関すること。

(毒物及び劇物取締法関係)

- (150)の33 毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号) 第6条の2第1項の規定による特定毒物研究者の許可の 申請の受理に関すること。
- (150)の34 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第 261号)第11条第1号、第16条第1号、第22条第1号及 び第28条第1号ロの規定による特定毒物使用者の指定の 申請の受理に関すること。
- (150)の35 毒物及び劇物取締法施行令第13条第1号ロ及びチ、第18条第1号ロ及びニからへまで並びに第24条第1号ロ及びニからへまでの規定による実地に指導する者の指定の申請の受理に関すること。

(150)の36~(150)の38 略

(覚せい剤取締法関係)

(150)の39 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)第30条の4第1項、第30条の13、第30条の14並びに第30条の15第1項及び第2項の規定による<u>覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者</u>の届出及び報告の受理に関すること。

(150) の40~(150) の44 略

(151)及び(152) 略

(長崎県食品衛生に関する条例関係)

- (153) 長崎県食品衛生に関する条例(平成12年長崎県条例第57号。以下この条において「食品条例」という。) 第2条第3項(同条例第3条第4項及び第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定による基準の緩和に関すること。
- (154) 食品条例<u>第4条</u>の規定による営業の許可に関する こと。
- (155) 食品条例<u>第6条第2項</u>の規定による条例許可営業者の地位の承継の届出の受理に関すること。
- (156) 食品条例<u>第8条第1項及び第2項</u>の規定による営業の許可の取消等に関すること。
- (157) 食品条例<u>第9条</u>の規定による食品販売営業の届出 の受理に関すること。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に関する改正規定及び第1条第153号から第157号までの改正規定は、同年6月1日から施行する。

令 訓

長崎県訓令第5号

本 庁 地方機関

長崎県文書取扱規程(昭和38年長崎県訓令第13号)の一部を次のように改正する。 令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

(文書取扱主任)

第4条 略

- 2 文書取扱主任は、本庁の課にあっては総括課長補佐(総 括課長補佐を設置しないところにあっては、当該所属長が 指名する者)、地方機関にあっては庶務を担当する課長 (庶 務を担当する課を設置しないところにあっては、当該地方 機関の長が指名する者)をもって充てる。
- 3 各所属においては、文書取扱主任を補佐する者を置くこ とができる。

(所属長の責務)

第4条の2 所属長は、当該所属における文書管理事務の管 理状況を把握し、当該事務が円滑かつ適正に行われるよう 当該所属職員を指揮監督しなければならない。

(簿冊)

- 第6条 本庁の課及び地方機関に文書件名簿(様式第1号) を備えつけるものとする。
- 2 総務文書課に条例等番号簿(様式第2号)を備え付ける ものとし、総務文書課及び地方機関に前項に規定するもの のほか、次の各号に掲げる簿冊等を備えつけるものとする。

(1)~(4) 略

(文書の記号及び番号)

第9条 文書には、次に掲げるところにより、記号及び番号 を付けなければならない。

(1)及び(2) 略

- (3) 一般文書には、元号を表示するローマ字による頭文字 と当該一般文書の属する会計年度を表示する数字を組み 合わせた記号、所属コード及び文書管理システムの自動 採番による番号を付けること(記号及び番号を付ける必 要のない文書並びに軽易な文書を除く。)。
- (4) 前号の規定にかかわらず、一連の事件に係る複数の文 書を管理する場合、文書管理システムを使用しての起案 が困難な場合等、前号の規定による付番により難い場合 は、当該一般文書の属する会計年度を表示する数字、記 <u>号及び文書件名簿の番号による文書番号</u>を付けること。
- 2 前項第1号に掲げる文書の番号は、暦年により、同項第 2号及び<u>第4号</u>に掲げる文書の番号は、会計年度によるも のとする。この場合において、前項第1号、第2号及び第 4号に掲げる文書番号は、その事件が完結するまで同一番 号とすることができる。
- 3 略

(文書の収受)

(文書取扱主任)

第4条 略

2 文書取扱主任は、本庁の課にあっては庶務を担当する係 長、地方機関にあっては庶務を担当する課長(庶務を担当 する課を設置しないところにあっては、当該地方機関の長 が指名する者)をもって充てる。

改正前

(簿冊)

- 第6条 本庁の課及び地方機関に文書件名簿(様式第1号) <u>及び文書管理システム文書件名簿(様式第1号の2)</u>を備 えつけるものとする。
- 2 総務文書課に条例等番号簿(様式第2号)を備え付ける ものとし、総務文書課及び地方機関に前項に規定するもの のほか、次の各号に掲げる簿冊等を備えつけるものとする。 (1)~(4) 略
 - (5) 電子郵便物送付簿 (様式第6号)
 - (6) 託送文書送付簿(様式第7号) (文書の記号及び番号)
- 第9条 文書には、次に掲げるところにより、記号及び番号 を付けなければならない。

(1)及び(2) 略

- (3) 一般文書(記号及び番号を付ける必要のない文書並び に軽易な文書を除く。) には、当該一般文書の属する会 計年度を表示する数字、記号及び文書件名簿の番号によ る文書番号を付け、親展又は機密取扱いとするときは、 さらに記号の次に「親」の文字を加えること。
- (4) 前号の規定にかかわらず、文書管理システムで出力す る起案用紙 (様式第9号) 又は文書管理システムの電子 決裁機能により起案する場合は、元号を表示するローマ 字による頭文字と当該一般文書の属する会計年度を表示 する数字を組み合わせた記号、所属コード及び文書管理 <u>システムの自動採番による番号</u>を付けること。
- 2 前項第1号に掲げる文書の番号は、暦年により、同項第 2号及び第3号に掲げる文書の番号は、会計年度によるも のとする。この場合において、前項第1号から第3号まで に掲げる文書番号は、その事件が完結するまで同一番号と する。
- 3 略

(文書の収受)

第12条 本庁に到達した文書(電子文書を除く。以下この章 | 第12条 本庁に到達した文書(電子文書を除く。以下この章

において同じ。) 及び物件は、総務文書課において、収受する。ただし、やむを得ない事由があるときは、主務課が直接収受することができる。

(配布手続)

第19条 文書取扱主任は、文書受領者を指名し、毎日午前及 び午後の各1回、<u>総務文書課</u>から到着した文書及び物件の 配布を受けさせなければならない。

(文書の処理)

第20条 文書取扱主任は、文書受領者から文書を受け取ったときは、当該文書の余白に受付印(様式第8号)を押し、文書件名簿に登載した後主務班長(班を設置しない課にあっては、これに準ずる者。以下同じ。)に配布するものとする。この場合において、回答を要しない文書及び軽易と認められる文書は、文書件名簿に登載しないで配布することができる。

2~5 略

(文書の起案の方法)

第23条 文書の起案は、文書管理システムで行うことを原則とする。電子決裁になじまず、やむを得ず紙文書で決裁を受ける場合には、文書管理システムで出力する起案用紙(様式第9号)を用いて行い、これに伺文及び処理案を記載し、かつ、関係文書を添付するものとする。ただし、次の各号に掲げるところにより処理する場合においては、この限りでない。

(1)及び(2) 略

(3) 他の法令等で起案用紙が定められている等、文書管理システムでの起案が困難な場合

2 略

(意思決定過程の文書)

第25条の2 意思決定の際に作成する起案文書並びに事務及び事業の完了時に作成する供覧文書については、意思決定に至る過程や事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証できる内容を文書に記入し、若しくは別紙を作成して添付するものとする。

(電話又は口頭の受理事項の処理)

第26条 電話又は口頭で受理した事項で重要と認めるものは、電話口頭受理用紙(様式第11号)<u>又はそれに準じた内容により</u>その要領を記載の上、処理しなければならない。 (回議)

第29条 略

(発送)

第43条 発送<u>を要する文書は、原則として次条及び第45条の</u> 方法により発送する。

2 略

(文書の発送手続)

第44条 発送を要する文書は、<u>原則として</u>次の各号に定める 方法により発送することとする。 において同じ。)及び物件は、総務文書課において、収受する。ただし、やむを得ない事由があるときは、主務課<u>又</u>は職員が直接収受することができる。

(配布手続)

第19条 文書取扱主任は、文書受領者を指名し、毎日午前及び午後の各1回、<u>総務文書課長</u>から到着した文書及び物件の配布を受けさせなければならない。

(文書の処理)

第20条 文書取扱主任は、文書受領者から文書を受け取ったときは、当該文書の余白に受付印(様式第8号)を押し、文書件名簿に登載した後主務係長(係を設置しない課にあっては、これに準ずる者。以下同じ。)に配布するものとする。この場合において、回答を要しない文書及び軽易と認められる文書は、文書件名簿に登載しないで配布することができる。

2~5 略

(文書の起案の方法)

第23条 文書の起案は、文書管理システムで出力する起案用紙(様式第9号) 又は起案用紙(様式第9号の2)(条例、規則及び訓令にあっては、法令起案用紙(様式第10号)) を用いて行い、これに伺文及び処理案を記載し、かつ、関係文書を添付するものとする。ただし、次の各号に掲げるところにより処理する場合においては、この限りでない。

(1)及び(2) 略

2 略

(電話又は口頭の受理事項の処理)

第26条 電話又は口頭で受理した事項で重要と認めるものは、電話口頭受理用紙(様式第11号)<u>に</u>その要領を記載の<u>うえ</u>、処理しなければならない。

(回議)

第29条 略

2 前項の場合において、発送により完結すべき文書については、起案用紙の上部に【発送後完結】の印を押すものとし、緊急に処理を要する文書については、起案用紙の上部にその旨の表示をするものとする。

(再回付の表示)

第34条 起案文書の施行前又は施行後に再回付を求める部 (局)課は、当該起案用紙の上部に【施行前要再回】又は【施 行後要再回】の印を押すものとし、再回付されたときは、 これに押印して主務課に返付しなければならない。 (発送)

第43条 発送文書は、総務文書課において、取りまとめて発送しなければならない。ただし、現金書留、小荷物及び総合行政ネットワーク文書は、主務課において直接発送するものとする。

2 略

(文書の発送手続)

第44条 発送を要する文書は、次の各号に定める<u>手続を経て、</u> 郵便物等差出伝票(様式第13号)に所属コードを記録した カードを添えて、午後3時半までに、総務文書課に回付し なければならない。ただし、緊急を要するものにあっては、

- (1) 総務文書課文書収発室区分棚を利用し合封するものは、主管課において取りまとめ、総務文書課職員に渡す。
- (2) 郵便については、主管課において取りまとめ、郵便局に渡す。
- (3) メール便及び宅配便については、主管課において取りまとめ、契約業者に渡す。
- 第45条 総務文書課は、<u>前条第1号</u>の規定により<u>主管課から</u> 回収した文書を文書収発室における区分棚に仕分けし、発 送先ごとに取りまとめ、定められた曜日ごとに発送するこ ととする。

(書架の整理)

第57条 書庫内の書架には、文書を<u>廃棄年度ごとに整理して</u> 保存しなければならない。また、個人番号等の重要な個人 情報等の記載された文書については総務文書課が指定した 鍵の設置された書棚に保存しなければならない。

(文書の廃棄)

- 第60条 保管文書についてその保存期間が満了したときは、 各所属長の決裁を得た上で廃棄の決定を行わなければなら ない。
- 2 保存文書についてその保存期間が満了したときは、総務 文書課長は、関係部(局)課長と協議して廃棄の決定を行 わなければならない。
- 3及び4 略
- 5 第1項の規定により廃棄の決定を行った文書は、そのつ ど、<u>各所属</u>において、廃棄文書台帳(様式第16号の4)に 廃棄の年月日を記入し、整理しておかなければならない。
- 6 第2項又は第3項の規定により廃棄の決定を行った文書 は、そのつど、総務文書課において、廃棄文書台帳(様式 第16号の4)に廃棄の年月日を記入し、整理しておかなけ ればならない。

(収受した電子文書の処理)

第66条 文書取扱主任は、電子文書を<u>受理したときは、主務</u> 班長に転送するものとする。

(決裁又は閲覧済文書の処理)

- 第75条 システム文書が決裁済となったときは、当該システム文書に決裁日及び施行日を入力の上施行処理を行い、主務課の文書管理システムに登録しなければならない。
- 第76条の2 文書管理システム文書の公印等の使用及び発送 の承認等については、第40条から第42条までの規定を準用 する。この場合において、第40条第2項中「決裁済みの文 書に所定の認印を押さなければならない」とあるのは、「認 印管理システムを利用して審査した電子文書については、 同システム上で認印処理を実施するものとする」と読み替 える。

この限りでない。

- (1) 発送文書に金券、有価証券その他貴重物件を添付する 場合には、主務課長は、文書とともにこれを封かんし て、郵便に託するものには、書留の印を押すこと。
- (2) 親展文書は、主務課で封かんし、封筒に親展の印を押すこと。
- (3) 小包は、主務課で荷造りをすること。
- (4) 内容証明を必要とする文書は、主務課で郵便局の内容 証明を受けて封かんし、封筒に内容証明の印を押すこと。
- 第45条 総務文書課は、<u>前条</u>の規定により<u>発送文書の送付を</u> 受けたときは、料金後納郵便物差出票又は電子郵便物送付 簿により発送するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、総務文書課長は、使送を適当 と認める発送文書については、託送文書送付簿により使送 することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、発送文書は主務課において 直接宛先に使送し、又は会議等において配布することがで きる。

(書架の整理)

第57条 書庫内の書架には、文書を保存期間及び会計年度順 (暦年による文書は、暦年順とする。)ごとに、かつ、課別 に整理し、課名を記入した標札を掲げておかなければなら ない。

(文書の廃棄)

第60条 保存文書についてその保存期間が満了したときは、 <u>総務文書課長は、関係部(局)課長と協議して</u>廃棄の決定 を行わなければならない。

2及び3 略

4 第1項<u>又は第2項</u>の規定により廃棄の決定を行った文書 は、そのつど、<u>総務文書課</u>において、廃棄文書台帳(様式 第16号の4)に廃棄の年月日を記入し、整理しておかなけ ればならない。

(収受した電子文書の処理)

- 第66条 文書取扱主任は、電子文書を<u>収受したときは、次の</u> 各号に定める処理を行うものとする。
 - (1) 電子署名がなされている電子文書は、発信元の電子署名を確認した後、紙に出力し、確認印を押印すること。
 - (2) 電子署名がなされていない電子文書は、紙に出力する
- 2 前項の処理を行った電子文書の処理については、第20条 の規定を準用する。

(決裁又は閲覧済文書の処理)

第75条 システム文書が決裁<u>済み</u>となったときは、当該システム文書に<u>決裁の日付を記録して当該</u>主務課の<u>文書管理シ</u>ステム文書件名簿に登載しなければならない。

別表第1 (第9条関係)

指令及び一般文書の記号

ア 本庁の課(室)の記号

課名	記号	課名	記号	課名	記号
危機管理課	危管	スポーツ振興課	スポ振	水産経営課	水経
消防保安室	消保	県民生活環境課	県環	水産加工流通課	水流
政策調整課	政調	男女参画・女性 活躍推進室	<u>男女</u>	漁港漁場課	漁港
政策企画課	政企	人権・同和対策 課	人同対	農政課	農政
IR推進課	<u>I R</u>	交通・地域安全 課	交地	農山村対策室	農山村
次世代情報化推 進室	次情	統計課	統	団体検査指導室	団検指
総務文書課	総文	生活衛生課	生衛	農業経営課	農営
県民センター	県民	食品安全・消費 生活課	食生	農地利活用推進 室	農地活
学事振興課	学振	地域環境課	地環	農産園芸課	農園
秘書課	<u>秘</u>	水環境対策課	<u>水対</u>	農産加工流通課	農流
広報課	広	資源循環推進課	資循_	畜産課	<u>畜</u>
人事課	人	自然環境課	自環	農村整備課	農整
新行政推進室	新行政	福祉保健課	福保	諫早湾干拓課	諫干
職員厚生課	職厚	監査指導課	監指	林政課	林
財政課	財	医療政策課	医政	森林整備室	森整
管財課	管	医療人材対策室	医人	監理課	監
税務課	税	薬務行政室	<u>薬</u>	建設企画課	建企
債権管理室	債管	国保・健康増進 課	国健	新幹線事業対策	新幹
情報システム課	情シス	長寿社会課	長社	都市計画課	<u>都</u>
総務事務センタ	総事	障害福祉課	障福	道路建設課	道建
地域づくり推進 課	<u>地づ</u>	原爆被爆者援護課	<u>原</u>	道路維持課	道維
市町村課	市町村	こども未来課	こ未	港湾課	港
土地対策室	土対	こども家庭課	こ家	河川課	河
交通政策課	交政	産業政策課	産政	砂防課	砂
新幹線対策課	新対	企業振興課	企振	建築課	建
県庁舎跡地活用 室	県跡活	新産業創造課	新産	営繕課	営
文化振興課	文振	経営支援課	<u>経支</u>	住宅課	<u>住</u>
世界遺産課	世遺	若者定着課	若者	用地課	<u>用</u>
観光振興課	観振	雇用労働政策課	雇労	会計課	<u>会</u>
国際観光振興室	国観	漁政課	漁	物品管理室	物管
物産ブランド推 進課	物産	漁業振興課	漁振		
国際課	玉	漁業取締室	漁取		

イ 略

様式第1号の2を削る。

様式第6号及び様式第7号を次のように改める。

様式第6号及び様式第7号 削除

様式第9号中「第9条」を「第23条」に改める。

様式第9号の2を削る。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号 削除

様式第13号を次のように改める。

様式第13号 削除

附則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第9条関係)

指令及び一般文書の記号 ア 本庁の課(室)の記号

1 / 4 / 14/1	(/				
課名	<u>記号</u>	課名	<u>記号</u>	課名	記号
危機管理課	危管	人権・同和対策 課	人同対	水産加工流通課	水流
消防保安室	消保	交通・地域安全 課	交地	漁港漁場課	漁港
総務文書課	総文	統計課	統	農政課	農政
県民センター	県民	生活衛生課	生衛	農山村対策室	農山村
学事振興課	学振	食品安全·消費 生活課	<u>食生</u>	団体検査指導室	団検指
秘書課	秘	環境政策課	環政	農業経営課	農営
広報課	広	地域環境課	地環	農地利活用推進 室	農地活
人事課	人	水環境対策課	水対	農産園芸課	農園
新行政推進室	新行政	廃棄物対策課	廃対	農産加工流通課	農流
職員厚生課	職厚	自然環境課	自環	畜産課	畜
財政課	財	福祉保健課	福保	農村整備課	農整
管財課	管	監査指導課	監指	諫早湾干拓課	諫干
税務課	税	医療政策課	医政	林政課	<u>林</u>
情報政策課	情政	医療人材対策室	医人	森林整備室	森整
総務事務センタ 二	総事	薬務行政室	薬	監理課	監
政策企画課	政企	国保・健康増進 課	国健	建設企画課	建企
IR推進室	<u>I R</u>	長寿社会課	長社	新幹線事業対策 室	新幹
地域づくり推進 課	<u>地づ</u>	障害福祉課	障福	都市計画課	都
スポーツ振興課	スポ振	原爆被爆者援護 課	原	道路建設課	道建
市町村課	市町村	こども未来課	こ未	道路維持課	道維
土地対策室	土対	こども家庭課	こ家	港湾課	港
新幹線・総合交 通対策課	新交	産業政策課	産政	河川課	河
県庁舎跡地活用 室	県跡活	企業振興課	企振	砂防課	<u>砂</u>
文化振興課	文振	新産業創造課	<u>新産</u>	建築課	建
世界遺産登録推 進課	世遺	経営支援課	経支	営繕課	営
観光振興課	観振	若者定着課	<u>若者</u>	住宅課	<u>住</u>
国際観光振興室	国観	雇用労働政策課	雇労	用地課	<u>用</u>
<u>物産ブランド推</u> <u>進課</u>	物産	漁政課	漁	会計課	会
国際課	国	漁業振興課	漁振	物品管理室	物管
県民協働課	県協	漁業取締室	漁取	出納室	<u>出</u>
男女参画・女性 活躍推進室	<u>男女</u>	水産経営課	水経		

イ略

報

長崎県訓令第6号

本 庁

地方機関

長崎県公印規程(昭和37年長崎県訓令第22号)の一部を次のように改正する。 令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前				
表(第2条関係)			別	別表 (第2条関係)						
番号	種類	寸法 (ミリ メート ル平方)	用途	管守者		番号	種類	寸法 (ミリ メート ル平方)	用途	管守者
1~14 略					1~	-14 略				
15	部長印	22	一般文書用	政策調整課長 総務文書課長 地域づくり推進課長 文化振興課長 県民生活環境課長 福祉保健課長 産業政策課長 漁政課長 農政課長 監理課長		15	部長印	22	一般文書用	総務文書課長 政策企画課長 文化振興課長 県民協働課長 環境政策課長 福祉保健課長 産業政策課長 漁政課長 農政課長 農政課長
16~2	27 略					16	~27 略			1

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

長崎県訓令第7号

本 庁

地方機関

長崎県電子署名規程(平成14年長崎県訓令第11号)の一部を次のように改正する。 令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

		改正後	改正前				
別表(第4	4条関係)		別表 (第4条関係)				
番号	職名又は 組織名等	鍵情報等管守者		番号	職名又は 組織名等	鍵情報等管守者	
1~4	1~4 略				1~4 略		
5	局長	こども未来課長		5	局長	<u>秘書課長</u> <u>こども未来課長</u>	
6	部長	政策調整課長 総務文書課長 地域づくり推進課長 文化振興課長 県民生活環境課長 福祉保健課長 産業政策課長 漁政課長 農政課長 農政課長		6	部長	総務文書課長 政策企画課長 文化振興課長 県民協働課長 環境政策課長 福祉保健課長 産業政策課長 漁政課長 農政課長	
7~12	略			7~12	略	,	

附則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

長崎県訓令第8号

本 庁 振興局

長崎県税取扱規程(昭和47年長崎県訓令第18号)の一部を次のように改正する。 令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

(調定の手続)

第10条 振興局の長は、個人の県民税の調定をしようとする ときは、現年課税分については個人県民税課税調定状況報 告書により、滞納繰越分については前年度の個人県民税徴 収状況報告書及び個人県民税調定収入状況報告書によっ て、これを行い、現年課税分については個人県民税払込状 況報告書(規則様式第62号)により、滞納繰越分について は当該年度の個人県民税徴収状況報告書及び個人県民税調 定収入状況報告書によって、これを増額し、又は減額する。 (調査及び更正、決定等)

第12条 略

2 略

- 3 知事は、本県と他の都道府県において事務所又は事業所 を有する法人で他の都道府県に主たる事務所又は事業所を 有するものに係る法人の県民税及び法人の事業税の申告是 認、更正若しくは決定又は分割の基準となる従業者数の修 正若しくは決定の通知書を受理したときは、直ちに、これ を当該法人に係る法人の県民税及び法人の事業税の課税地 を所管する振興局の長に送付する。
- 4 略

(調定)

第15条 略

2 前項の調定決議書には、第12条第1項の申告書若しくは 修正申告書又は法人県民税及び法人事業税調定内訳書を添 付する。

(所在不明等法人の処理)

第16条 振興局の長は、法人について所在不明、休業、解散 等の理由により県内の事務所又は事業所がないため除却を 必要と認めるときは、法人除却決議書によって、これを除 却する。

2 略

3 振興局の長は、除却法人について国の税務官署から法人 税額等の通知を受け、若しくは知事から課税資料の送付を 受けたとき、又は調査等によって当該法人が存在すること が判明したときは、直ちに、当該法人に係る法人県民税及 び法人事業税課税台帳を復活させる。

(調査及び更正、決定)

第16条の2 略

2 略

3 振興局の長は、前項の更正又は決定をした場合において、 県民税利子割更正、決定、加算金決定通知書兼納額告知書 (規則様式第52号の2) を当該特別徴収義務者に送付する。

(調定)

第16条の4 略

(調定の手続)

第10条 振興局の長は、個人の県民税の調定をしようとする ときは、現年課税分については個人県民税課税調定状況報 告書により、滞納繰越分については前年度の個人県民税徴 収状況報告書及び個人県民税調定収入状況報告書によっ て、これを行い、現年課税分については個人県民税払込状 況報告書(規則様式第62号)により、滞納繰越分について は当該年度の個人県民税徴収状況報告書及び個人県民税調 定収入状況報告書によって、これを増減するものとする。

改正前

(調査及び更正、決定等)

第12条 略

2 略

知事は、本県と他の都道府県において事務所又は事業所 を有する法人で他の都道府県に主たる事務所又は事業所を 有するものに係る法人の県民税及び法人の事業税の申告是 認、更正若しくは決定又は分割の基準となる従業者数の修 正若しくは決定の通知書を受理したときは、直ちに、これ を当該法人に係る法人の県民税及び法人の事業税の課税地 を所管する振興局の長に送付するものとする。

4 略

(調定)

第15条 略

2 前項の調定決議書には、第12条第1項の申告書若しくは 修正申告書又は法人県民税及び法人事業税調定内訳書を添 付するものとする。

(所在不明等法人の処理)

第16条 振興局の長は、法人について所在不明、休業、解散 等の理由により県内の事務所又は事業所がないため除却を 必要と認めるときは、法人除却決議書によって、これを除 却するものとする。

3 振興局の長は、除却法人について国の税務官署から法人 税額等の通知を受け、若しくは知事から課税資料の送付を 受けたとき、又は調査等によって当該法人が存在すること が判明したときは、直ちに、これを復活させるものとする。

(調査及び更正、決定)

第16条の2 略

3 振興局の長は、前項の更正又は決定をした場合において、 県民税利子割更正、決定、加算金決定通知書兼納額告知書 (規則様式第52号の2) を当該特別徴収義務者に送付する ものとする。

(調定)

第16条の4

前項の調定決議書には、申告に係るものについては県民 2 前項の調定決議書には、申告に係るものについては県民

税利子割額に関する調を、更正、決定等に係るものについ ては前条の更正、決定、加算金決定決議書を添付する。

(調査及び更正、決定)

第16条の5 略

3 振興局の長は、前項の更正又は決定をした場合において、 県民税配当割更正、決定、加算金決定決議書兼納額告知書 (規則様式第52号の3)を当該特別徴収義務者に送付する。

(調定)

第16条の7 略

2 前項の調定決議書には、申告に係るものについては県民 税配当割額に関する調を、更正、決定等に係るものについ ては前条の更正、決定、加算金決定決議書を添付する。

(調査及び更正、決定)

第16条の8 略

2 略

振興局の長は、前項の更正又は決定をした場合において、 県民税株式等譲渡所得割更正、決定、加算金決定通知書兼 納額告知書 (規則様式第52号の4) を当該特別徴収義務者 に送付する。

(調定)

第16条の10 略

2 前項の調定決議書には、申告に係るものについては県民 税株式等譲渡所得割額に関する調を、更正、決定等に係る ものについては前条の更正、決定、加算金決定決議書を添 付する。

(調定等)

第18条 略

2 前項の調定決議書には、個人事業税内訳書を添付する。

4 振興局の長は、第2期分の個人の事業税については、納 付書を納税者に送付する。ただし、納税通知書を発付した 後、税額等の変更による増減税額を追徴しようとするとき 又は減額したときは、納税者に対し、納税通知書及び増額 決定計算書又は個人事業税減額決定通知書を送付する。こ の場合において、増加税額を追徴するときは当該増加税額 に係る納付書を送付し、減少税額を減額するときは第2期 分の課税額から順次当該減少税額を減額する。

(減免の取扱い)

第19条 振興局の長は、条例第23条の2の規定により個人の 事業税の減免をしようとする場合に、同条第1号又は第2 号の規定に該当するときは、個人事業税災害減免決議書に より、同条第3号の規定に該当するときは、第17条第2項 の個人事業税課税計算書又は個人事業税自主決定決議書に よって、減免の決議を行い、かつ、納税者に対し、個人事 業税減額決定通知書を送付する。

(譲渡割に係る調定)

第19条の4 略

2 前項の調定決議書には、申告に係るものについては第19 条の2第1項の申告書又は修正申告書を、更正、決定等に 係るものについては前条の申告是認(更正、決定、加算金 決定)決議書を添付する。

(貨物割に係る調定)

第19条の5 略

税利子割額に関する調を、更正、決定等に係るものについ ては前条の更正、決定、加算金決定決議書を添付するもの

(調査及び更正、決定)

第16条の5 略

2

3 振興局の長は、前項の更正又は決定をした場合において、 県民税配当割更正、決定、加算金決定決議書兼納額告知書 (規則様式第52号の3) を当該特別徴収義務者に送付する ものとする。

(調定)

第16条の7 略

2 前項の調定決議書には、申告に係るものについては県民 税配当割額に関する調を、更正、決定等に係るものについ ては前条の更正、決定、加算金決定決議書を添付するもの とする。

(調査及び更正、決定)

第16条の8 略

振興局の長は、前項の更正又は決定をした場合において、 県民税株式等譲渡所得割更正、決定、加算金決定通知書兼 納額告知書(規則様式第52号の4)を当該特別徴収義務者 に送付するものとする。

(調定)

第16条の10 略

2 前項の調定決議書には、申告に係るものについては県民 税株式等譲渡所得割額に関する調を、更正、決定等に係る ものについては前条の更正、決定、加算金決定決議書を添 付するものとする。

(調定等)

第18条 略

2 前項の調定決議書には、個人事業税内訳書を添付するも のとする。

4 振興局の長は、第2期分の個人の事業税については、納 付書を納税者に送付するものとする。ただし、納税通知書 を発付した後、税額等の変更による増減税額を追徴しよう とするとき又は減額したときは、納税者に対し、納税通知 書及び増額決定計算書又は個人事業税減額決定通知書を送 付するものとする。この場合において、増加税額を追徴す るときは当該増加税額に係る納付書を送付し、減少税額を 減額するときは第2期分の課税額から順次当該減少税額を 減額するものとする。

(減免の取扱い)

第19条 振興局の長は、条例第23条の2の規定により個人の 事業税の減免をしようとする場合に、同条第1号又は第2 号の規定に該当するときは、個人事業税災害減免決議書に より、同条第3号の規定に該当するときは、第17条第2項 の個人事業税課税計算書又は個人事業税自主決定決議書に よって、減免の決議を行い、かつ、納税者に対し、個人事 業税減額決定通知書を送付するものとする。

(譲渡割に係る調定)

第19条の4 略

2 前項の調定決議書には、申告に係るものについては第19 条の2第1項の申告書又は修正申告書を、更正、決定等に 係るものについては前条の申告是認(更正、決定、加算金 決定)決議書を添付するものとする。

(貨物割に係る調定)

第19条の5 略

前項の調定決議書には、政令第35条の10の規定による通 2 前項の調定決議書には、政令第35条の10の規定による通

知書を添付する。

(調定等)

第21条 略

- 2 前項の調定決議書には、不動産取得税内訳書を添付する。
- 3 振興局の長は、不動産取得税の納税通知書を発付した後、 税額等の変更による減少税額を減額したときは、納税者に 対し、不動産取得税減額通知書を<u>送付する。</u>

(減免の取扱い)

- 第22条 条例第31条第3号の規定により不動産取得税を減免することができる不動産の取得の対象となる不動産は、次の各号に掲げるものとし、その減免額はそれぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1)~(3) 略
 - (4) 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会及び水産業協同組合が農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)の規定による補助金又はこれに準ずる地方公共団体の補助金を受け、倉庫の用に供するために取得した家屋 当該家屋の取得価額に対する当該交付を受けた補助金の額の割合を、当該家屋の価格に乗じて得た額に条例第26条又は条例附則第18項に定める税率を乗じて得た額
 - (5) 略
 - (6) 土地区画整理事業の施行に伴い土地区画整理法(昭和 29年法律第119号)第78条の規定による家屋の移転補償 金に係る契約をした者が、当該家屋に代わるもの(以下この号において「代替家屋」という。)として、当該 契約をした日(同法第98条の規定による仮換地の指定を 受けた土地の上に代替家屋を取得する場合において、当 該契約をした日後に、同法第99条第2項の規定により当 該仮換地について使用又は収益を開始することができる 日を当該仮換地の指定の効力発生の日と別に定めたとき は、その日)から2年以内に取得した家屋 従前の土地 の上にあった家屋の固定資産課税台帳に登録された価格 に条例第26条又は条例附則第18項に定める税率を乗じて 得た額

(7)~(9) 略

- (10) 公益法人が国又は地方公共団体から補助金の交付を受けて取得した不動産で、その本来の業務の用に供するもの 当該不動産の取得価額に対する当該交付を受けた補助金の額の割合を、当該不動産の価格に乗じて得た額に条例第26条又は条例<u>附則第18項</u>に定める税率を乗じて得た額
- (11) 土地収用法(昭和26年法律第219号)の規定の適用を受けないで同法第8条に規定する起業者に土地を提供した者が、同法第82条に規定する替地による補償と同様の事情の下に、かつ、同様の条件によって当該起業者から替地として取得した土地 提供した土地について法第73条の14第8項の規定による控除額の計算の例により算定した額に条例第26条又は条例附則第18項に定める税率を乗じて得た額

(12)~(14) 略

2 略

3 振興局の長は、条例第31条の規定により不動産取得税の 減免をしようとするときは、不動産取得税減免決議書に よって減免の決議を行い、かつ、納税者に対し、不動産取 得税減額通知書を送付する。

(調査及び更正、決定等)

第23条 略

知書を添付するものとする。

(調定等) 第21条 略

- 2 前項の調定決議書には、不動産取得税内訳書を<u>添付する</u> ものとする。
- 3 振興局の長は、不動産取得税の納税通知書を発付した後、 税額等の変更による減少税額を減額したときは、納税者に 対し、不動産取得税減額通知書を<u>送付するものとする。</u> (減免の取扱い)
- 第22条 条例第31条第3号の規定により不動産取得税を減免 することができる不動産の取得の対象となる不動産は、次 の各号に掲げるものとし、その減免額はそれぞれ当該各号 に定めるところによる。

(1)~(3) 略

- (4) 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会及び水産業協同組合が農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)の規定による補助金又はこれに準ずる地方公共団体の補助金を受け、倉庫の用に供するために取得した家屋 当該家屋の取得価額に対する当該交付を受けた補助金の額の割合を、当該家屋の価格に乗じて得た額に条例第26条又は条例附則第19項に定める税率を乗じて得た額
- (5) 略
- (6) 土地区画整理事業の施行に伴い土地区画整理法(昭和 29年法律第119号)第78条の規定による家屋の移転補償金に係る契約をした者が、当該家屋に代わるもの(以下この号において「代替家屋」という。)として、当該契約をした日(同法第98条の規定による仮換地の指定を受けた土地の上に代替家屋を取得する場合において、当該契約をした日後に、同法第99条第2項の規定により当該仮換地について使用又は収益を開始することができる日を当該仮換地の指定の効力発生の日と別に定めたときは、その日)から2年以内に取得した家屋 従前の土地の上にあった家屋の固定資産課税台帳に登録された価格に条例第26条又は条例附則第19項に定める税率を乗じて得た額

(7)~(9) 略

- (10) 公益法人が国又は地方公共団体から補助金の交付を受けて取得した不動産で、その本来の業務の用に供するもの 当該不動産の取得価額に対する当該交付を受けた補助金の額の割合を、当該不動産の価格に乗じて得た額に条例第26条又は条例<u>附則第19項</u>に定める税率を乗じて得た額
- (11) 土地収用法(昭和26年法律第219号)の規定の適用を受けないで同法第8条に規定する起業者に土地を提供した者が、同法第82条に規定する替地による補償と同様の事情の下に、かつ、同様の条件によって当該起業者から替地として取得した土地 提供した土地について法第73条の14第8項の規定による控除額の計算の例により算定した額に条例第26条又は条例<u>附則第19項</u>に定める税率を乗じて得た額

(12)~(14) 略

2 略

3 振興局の長は、条例第31条の規定により不動産取得税の 減免をしようとするときは、不動産取得税減免決議書に よって減免の決議を行い、かつ、納税者に対し、不動産取 得税減額通知書を<u>送付するものとする。</u>

(調査及び更正、決定等)

第23条 略

2 略

3 長崎振興局の長は、前項の更正又は決定をした場合において、当該更正又は決定に係る月数が2月以上であるときは、更正(決定、加算金決定)通知書兼納額告知書(規則様式第53号)に月別計算書を添えて当該納税者に送付する。

(調定)

第23条の3 略

2 前項の調定決議書には、申告に係るものについては第23 条第1項の申告書、修正申告書又は還付請求申告書を、更 正、決定等に係るものについては前条の更正(決定、加算 金決定)決議書を添付する。

(調査及び更正、決定等)

第24条 略

2 略

3 振興局の長は、前項の更正又は決定をした場合において、 当該更正又は決定に係る月数が2月以上であるときは、更 正(決定、加算金決定)通知書兼納額告知書に月別計算書 を添えて当該特別徴収義務者に送付する。

(調定)

第26条 略

2 前項の調定決議書には、申告に係るものについては第24 条第1項の申告書を、更正、決定等に係るものについては 前条の更正(決定、加算金決定)決議書を添付する。

(特別徴収義務者登録申請書の整理等)

第27条 振興局の長は、条例<u>第36条第1項</u>及び第2項の規定によりゴルフ場利用税の特別徴収義務者として指定された者から当該ゴルフ場におけるゴルフ場利用税の特別徴収義務者としての登録の申請を受けこれに特別徴収義務者証(規則様式第106号)を交付したとき、及び法第84条第5項の規定により特別徴収義務者証の交付を受けた者から当該特別徴収義務者証の返納を受けたときは、当該特別徴収義務者に係るゴルフ場利用税特別徴収義務者登録申請書(規則様式第104号)にその旨を記載しなければならない。

(調査及び更正、決定等)

第28条 略

2 略

3 振興局の長は、前項の更正又は決定をした場合において、 当該更正又は決定に係る月数が2月以上であるときは、更 正(決定、加算金決定)通知書兼納額告知書に月別計算書 を添えて当該納税者等に送付する。

(調定)

第30条 略

2 前項の調定決議書には、申告に係るものについては<u>第28</u> 条第1項の申告書、軽油引取税調定集計表及び軽油引取税 調定内訳書を、更正、決定等に係るものについては前条の 更正(決定、加算金決定)決議書、軽油引取税調定集計表 及び軽油引取税調定内訳書を<u>添付する。</u>

(特別徴収義務者登録申請書の整理等)

第31条 振興局の長は、条例<u>第50条第1項</u>の規定により軽油 引取税の特別徴収義務者として指定された者から軽油引取 税の特別徴収義務者としての登録の申請を受け、これに特 別徴収義務者証(省令第16号の11様式)を交付したとき、 及び法第144条の16第4項の規定により特別徴収義務者証 の交付を受けた者から当該特別徴収義務者証の返納を受け たときは、当該特別徴収義務者に係る軽油引取税特別徴収 義務者登録(登録消除)申請書(規則様式第157号)にそ の旨を記載しなければならない。

(免税軽油使用者証及び免税証の交付等)

2. 略

3 長崎振興局の長は、前項の更正又は決定をした場合において、当該更正又は決定に係る月数が2月以上であるときは、更正(決定、加算金決定)通知書兼納額告知書(規則様式第53号)に月別計算書を添えて当該納税者に<u>送付する</u>ものとする。

(調定)

第23条の3 略

2 前項の調定決議書には、申告に係るものについては第23 条第1項の申告書、修正申告書又は還付請求申告書を、更 正、決定等に係るものについては前条の更正(決定、加算 金決定)決議書を添付するものとする。

(調査及び更正、決定等)

第24条 略

2 略

3 振興局の長は、前項の更正又は決定をした場合において、 当該更正又は決定に係る月数が2月以上であるときは、更 正(決定、加算金決定)通知書兼納額告知書に月別計算書 を添えて当該特別徴収義務者に<u>送付するものとする。</u>

(調定)

第26条 略

2 前項の調定決議書には、申告に係るものについては第24 条第1項の申告書を、更正、決定等に係るものについては 前条の更正(決定、加算金決定)決議書を<u>添付するものと</u> する。

(特別徴収義務者登録申請書の整理等)

第27条 振興局の長は、条例第37条第1項及び第2項の規定によりゴルフ場利用税の特別徴収義務者として指定された者から当該ゴルフ場におけるゴルフ場利用税の特別徴収義務者としての登録の申請を受けこれに特別徴収義務者証(規則様式第106号)を交付したとき、及び法第84条第5項の規定により特別徴収義務者証の交付を受けた者から当該特別徴収義務者証の返納を受けたときは、当該特別徴収義務者に係るゴルフ場利用税特別徴収義務者登録申請書(規則様式第104号)にその旨を記載しなければならない。

(調査及び更正、決定等)

第28条 略

2 略

3 振興局の長は、前項の更正又は決定をした場合において、 当該更正又は決定に係る月数が2月以上であるときは、更 正(決定、加算金決定)通知書兼納額告知書に月別計算書 を添えて当該納税者等に送付するものとする。

(調定)

第30条 略

2 前項の調定決議書には、申告に係るものについては<u>第33条第1項</u>の申告書、軽油引取税調定集計表及び軽油引取税調定内訳書を、更正、決定等に係るものについては前条の更正(決定、加算金決定)決議書、軽油引取税調定集計表及び軽油引取税調定内訳書を添付するものとする。

(特別徴収義務者登録申請書の整理等)

第31条 振興局の長は、条例第55条第1項の規定により軽油 引取税の特別徴収義務者として指定された者から軽油引取 税の特別徴収義務者としての登録の申請を受け、これに特 別徴収義務者証(省令第16号の11様式)を交付したとき、 及び法第144条の16第4項の規定により特別徴収義務者証 の交付を受けた者から当該特別徴収義務者証の返納を受け たときは、当該特別徴収義務者に係る軽油引取税特別徴収 義務者登録(登録消除)申請書(規則様式第157号)にそ の旨を記載しなければならない。

(免税軽油使用者証及び免税証の交付等)

第32条 略

2 略

3 振興局の長は、法第144条の14第4項の規定により<u>第28</u> <u>条第1項</u>の申告書に添付して提出された使用済みの免税証 を1年間保管しておかなければならない。

(種別割の調定等)

第39条 略

- 2 前項の調定決議書には、電子計算組織によって作成した 自動車税種別割課税状況報告書又は自動車税種別割内訳書 を添付する。
- 3 略

(調定等)

第46条 略

- 2 前項の調定決議書には、鉱区税内訳書を添付する。
- 3 長崎振興局の長は、鉱区税の納税通知書を発付した後、 税額等の変更による増減税額を追徴しようとするとき又は 減額したときは、納税者に対し、納税通知書及び増額決定 計算書又は鉱区税減額決定通知書を<u>送付する。</u>この場合に おいて、増加税額を追徴するときは、当該増加税額に係る 納税通知書を発付する。

(大規模の償却資産の指定及び価格等の決定の通知)

第48条 知事は、前条の大規模の償却資産の所有者又は当該 償却資産に係る固定資産税の納税義務者及び当該償却資産 の所在地の市町村長に対し、法第742条第1項若しくは第 3項又は法第743条第1項若しくは第2項の規定による通 知を行ったときは、当該通知書の写しを添えて、遅滞なく、 その旨を当該固定資産税の課税地を所管する振興局の長に 通知する。

(調定等)

第49条 略

2 前項の調定決議書には、固定資産税調定内訳書を<u>添付す</u> る。

(調定等)

第50条 略

- 2 前項の調定決議書には、狩猟税調定内訳書(証紙徴収の 場合は狩猟税証紙売渡申請書(規則様式第147号の3))を 添付する。
- 3 振興局の長は、狩猟税に係る徴収済みの税額を変更すべき理由が生じた場合に、当該変更による増減税額を追徴するとき、又は減額したときは、納税者に対し、狩猟税変更通知書を送付する。この場合において、増加税額を追徴するときは、当該増加税額に係る納税通知書を発付する。

(証紙の発行の請求に係る書類の提出)

第52条 振興局の長は、条例<u>第92条第1項第2号若しくは第4号又は条例附則第34項若しくは附則第35項の規定に掲げる者</u>が前条の証紙の発行を請求するときは、<u>これら</u>の規定に掲げる者であることを証明するに足りる書類を提出させるものとする。

(滞納カード)

第60条 略

2 徴税吏員は、滞納整理の過程において、滞納カードによる処理が困難であると認めるときは、滞納整理票を<u>作成す</u>る。

(徴収猶予、換価の猶予又は滞納処分の停止の取扱い)

第69条 略

2 略

3 振興局の長は、法第15条若しくは法第144条の29若しく は条例第20条の2又は法第15条の5<u>若しくは法第15条の6</u>

第32条 略

2 略

3 振興局の長は、法第144条の14第4項の規定により<u>第33</u> <u>条第1項</u>の申告書に添付して提出された使用済みの免税証 を1年間保管しておかなければならない。

(種別割の調定等)

第39条 略

- 2 前項の調定決議書には、電子計算組織によって作成した 自動車税種別割課税状況報告書又は自動車税種別割内訳書 を添付するものとする。
- 3 略

(調定等)

第46条 略

- 2 前項の調定決議書には、鉱区税内訳書を<u>添付するものと</u> する。
- 3 長崎振興局の長は、鉱区税の納税通知書を発付した後、 税額等の変更による増減税額を追徴しようとするとき又は 減額したときは、納税者に対し、納税通知書及び増額決定 計算書又は鉱区税減額決定通知書を<u>送付するものとする。</u> この場合において、増加税額を追徴するときは、当該増加 税額に係る納税通知書を発付するものとする。

(大規模の償却資産の指定及び価格等の決定の通知)

第48条 知事は、前条の大規模の償却資産の所有者又は当該 償却資産に係る固定資産税の納税義務者及び当該償却資産 の所在地の市町村長に対し、法第742条第1項若しくは第 3項又は法第743条第1項若しくは第2項の規定による通 知を行ったときは、当該通知書の写しを添えて、遅滞なく、 その旨を当該固定資産税の課税地を所管する振興局の長に 通知するものとする。

(調定等)

第49条 略

2 前項の調定決議書には、固定資産税調定内訳書を<u>添付す</u> るものとする。

(調定等)

第50条 略

- 2 前項の調定決議書には、狩猟税調定内訳書(証紙徴収の 場合は狩猟税証紙売渡申請書(規則様式第147号の3))を 添付するものとする。
- 3 振興局の長は、狩猟税に係る徴収済みの税額を変更すべき理由が生じた場合に、当該変更による増減税額を追徴するとき、又は減額したときは、納税者に対し、狩猟税変更通知書を送付するものとする。この場合において、増加税額を追徴するときは、当該増加税額に係る納税通知書を発付するものとする。

(証紙の発行の請求に係る書類の提出)

第52条 振興局の長は、条例<u>第92条第1項第2号の規定に掲げる者</u>が前条の証紙の発行を請求するときは、<u>同号</u>の規定に掲げる者であることを証明するに足りる書類を提出させるものとする。

(滞納カード)

第60条 略

2 徴税吏員は、滞納整理の過程において、滞納カードによる処理が困難であると認めるときは、滞納整理票を<u>作成す</u>るものとする。

(徴収猶予、換価の猶予又は滞納処分の停止の取扱い)

第69条 略

) 败

3 振興局の長は、法第15条若しくは法第144条の29若しく は条例第20条の2又は法第15条の5の規定により徴収金に の規定により徴収金について徴収の猶予又は換価の猶予を 行ったときは、徴収猶予(換価の猶予)履行監視整理簿に 登載するとともに、当該徴収金の納付又は納入の状況をこ れにより常に監視しなければならない。

4及び5 略

6 徴税吏員は、法第15条第1項若しくは条例第20条の2第 1項、法第15条の5第1項、法第15条の6第1項 又は法第 15条の7第1項の規定に該当すると認める者については、 必要に応じ、その納税の資力及び現況を<u>調査する。</u>

(自動車税に係る徴収金の徴収の引継ぎ)

- 第70条 振興局の長は、自動車税に係る徴収金について納期 後なお未納の徴収金があるときは、納税者の住所又は事務 所若しくは事業所の所在地(以下この条において「住所等」 という。)を所管する振興局の長(納税者の住所等が県外 にある場合にあっては、長崎振興局の長)に当該未納に係 る徴収金の徴収を引き継ぐことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、納税者の住所等が県外にある場合にあっては、長崎振興局の長は、当該未納に係る自動車税の課税客体となった自動車の主たる定置場の所在地を所管する振興局の長に当該未納に係る徴収金の徴収を引き継ぐことができる。

(納税証明書の交付請求等)

- 第82条 規則第11条第2項の規定による納税証明書の請求及 びその交付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める方法によって行うものとする。
 - (1) 規則第11条第1項第1号及び第2号の証明 <u>納税証明</u> <u>書交付請求書</u>(規則様式第3号)を提出させ、必要とす る枚数の納税証明書(規則様式第4号)を交付する。
 - (2) 規則第11条第1項第3号の証明 納税証明書交付請求 書(規則様式第3号) を提出させ、必要とする枚数の納 税証明書(未納がないこと。)(規則様式第5号)を交付 する。
- 2 条例第6条第1項第1号の納税証明書の交付は、次の各 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によって行 うものとする。
 - (1) 当該自動車に係る自動車税が普通徴収によるものである場合 自動車税種別割納税証明書(規則様式第7号)の該当欄に出納員の領収印(規則様式第171号)を押印して交付する。ただし、公金取扱銀行又は収納代理金融機関の領収印を押印することによってこれに代えることができる。
- (2) 前号による証明書の交付を受けていない場合又は証明書の再交付が必要と認められる場合 <u>自動車税種別割納税証明書</u>(規則様式第6号)の該当欄に別に定める様式による証明印を押印して交付する。
- 3 略

別表 (第86条関係)

根拠条項	様式名	様式番号
略		
訓令第14条第2項	法人二税及び特別法人事 業税の更正・決定・加算 金決定決議書	略
略		
訓令第18条第4項 <u>、第19</u> 条	略	
略		

ついて徴収の猶予又は換価の猶予を行ったときは、徴収猶 予(換価の猶予)履行監視整理簿に登載するとともに、当 該徴収金の納付又は納入の状況をこれにより常に監視しな ければならない。

4及び5 略

6 徴税吏員は、法第15条第1項若しくは条例第20条の2第 1項、法第15条の5第1項又は法第15条の7第1項の規定 に該当すると認める者については、必要に応じ、その納税 の資力及び現況を調査するものとする。

(自動車取得税及び自動車税に係る徴収金の徴収の引継ぎ) 第70条 振興局の長は、自動車取得税及び自動車税に係る徴収金について納期後なお未納の徴収金があるときは、納税者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地(以下この条において「住所等」という。)を所管する振興局の長(納税者の住所等が県外にある場合にあっては、長崎振興局の長)に当該未納に係る徴収金の徴収を引き継ぐことができる。

2 前項の規定にかかわらず、納税者の住所等が県外にある場合にあっては、長崎振興局の長は、当該未納に係る<u>自動</u>車取得税及び自動車税の課税客体となった自動車の主たる定置場の所在地を所管する振興局の長に当該未納に係る徴収金の徴収を引き継ぐことができる。

(納税証明書の交付請求等)

- 第82条 規則第11条第2項の規定による納税証明書の請求及 びその交付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める方法によって行うものとする。
 - (1) 規則第11条第1項第1号及び第2号の証明 <u>納税証明</u> <u>書(税額証明)交付請求書</u>(規則様式第3号) を提出させ、必要とする枚数の納税証明書(<u>規則様式第3号の2</u>) を交付する。
 - (2) 規則第11条第1項第3号の証明 <u>納税証明書(未納がない証明)交付請求書(規則様式第4号)</u>を提出させ、 必要とする枚数の納税証明書(未納がないこと。)(規則様式第5号)を交付する。
- 2 条例第6条第1項第1号の納税証明書の交付は、次の各 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によって行 うものとする。
 - (1) 当該自動車に係る自動車税が普通徴収によるものである場合 自動車税納税証明書(規則様式第7号)の該当欄に出納員の領収印(規則様式第171号)を押印して交付する。ただし、公金取扱銀行又は収納代理金融機関の領収印を押印することによってこれに代えることができる。
 - (2) 前号による証明書の交付を受けていない場合又は証明書の再交付が必要と認められる場合 <u>自動車税納税証明</u>書(規則様式第6号)の該当欄に別に定める様式による証明印を押印して交付する。
- 3 略

別表 (第86条関係)

根拠条項	様式名	様式番号
略		
訓令第14条第2項	法人二税及び <u>地方法人特別税</u> の更正・決定・加算 金決定決議書	略
略		
訓令第18条第4項	略	
略		

に改め、

	略	
	不動産取得税変更決議書	様式第26号
略		
訓令第23条第3項、第24 条第3項、 <u>第28条第3項</u>	略	
訓令第6条第3項、第23 条の2、第25条、 <u>第29条</u>	略	
略		
訓令 <u>第38条</u>	自動車税種別割の非課税 車等情報通知書(管轄転 出用)	略
	自動車税種別割の非課税 車等情報通知書(管轄転 入用)	様式第34号
略		
訓令第36条、第37条、第	自動車税環境性能割減免 (納稅(納付)義務免除) 決議書兼自動車稅種別割 減免(課稅免除)決議書	略
訓令第36条、第37条、第	(納税 (納付) 義務免除) 決議書兼自動車税種別割	њ
訓令第36条、第37条、第 41条、 <u>第43条第 3 項</u>	(納税 (納付) 義務免除) 決議書兼自動車税種別割	略
訓令第36条、第37条、第 41条、第43条第 3 項 略	(納税(納付)義務免除) 決議書兼自動車税種別割 減免(課税免除)決議書	
訓令第36条、第37条、第 41条、第43条第 3 項 略	(納稅(納付)義務免除) 決議書兼自動車稅種別割減免(課稅免除)決議書 略 徵収猶予(期間延長)不	

訓令 <u>第6条第2項、第20</u> 条第 <u>3項</u>	略	
訓令第20条第3項	不動産取得税変更決議書	様式第26号
略		
訓令第23条第3項、第24 条第3項、 <u>第33条第3項</u>	略	
訓令第6条第3項、第23 条の2、第25条、 <u>第34条</u>	略	
略		
訓令第38条第2項	自動車税種別割の非課税 等情報通知書(管轄転出 用)	略
訓令第38条第3項	自動車税種別割の非課税 等情報通知書(管轄転入 用)	様式第34号
略		
訓令第36条、第37条、第 41条、 <u>第43条第1項</u>	自動車税環境性能割減免 (納付(納税)義務免除) 決議書兼自動車税種別割 減免(課税免除)決議書	略
略		
訓令第69条第1項	略	
法第15条の2の2第2項	徴収猶予(期間延長)不 許可決議書	様式第62号
略		

様式第11号及び様式第13号中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改める。

様式第23号中 被 害 者 事業所 市 郡
 被
 住
 所

 事
 業

 所在地

「局を削る。

様式第37号中「納付(納税)」を「納税(納付)」に改め、同様式備考中「軽自動車税環境性能割減免決議」を「軽自動車税環境性能割減免(納税(納付)義務免除)決議」に改める。

町

村

村

「市

様式第43号の2中 町 長 を削り、「ご証明願います。」を「証明願います。」に改める。

村

様式第79号中 「局 を削る。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この訓令による改正前の長崎県税取扱規程に定める様式のうち、この訓令による改正後の長崎県税取扱規程 (以下「新訓令」という。)に定める様式に対応する様式については、新訓令に規定する様式とみなして、当分 の間使用することができる。

人事委員会規則

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第4号

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給料等の支給に関する規則(昭和33年長崎県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後 改正前 (掛紙玉火の片煙車)

(勤勉手当の成績率)

- 第30条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、 当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるもの とする。
 - (1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の190</u> (特定幹部職員に あっては、100分の230)
 - (2) 略

別表第2 (第7条関係)

略		
Mil		
総合水産試験	場長	3種
場	略	
略		
	所長	5種
事務所	略	
略		
本庁	略	
	教育次長	3種
	略	
	室長 (前記以外の室長)	6種
	企画監	
埋蔵文化財セ ンター	所長	6 種
対馬歴史研究 センター	所長	6種
略		
略		
警察署	署長(長崎警察署、大浦警察署、浦上警察署、時津警察署、諫早警察署、雲仙警察署、島原警察署、 大村警察署、早岐警察署、佐世保 警察署、五島警察署及び対眭南警	3 種
	場 略 石事務所 略 本 本 中 本 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	場 略 石木ダム建設 再務所 所長 略 本方 略 座長(前記以外の室長)人事管理導監企画監 埋蔵文化財センター 所長 対馬歴史研究 センター 所長 略 略 客察署 書長(長崎警察署、大浦警察署、瀬早警察署、溝上警察署、島原警察署、島原警察署、書人警察署、島原警察署、書人警察署、島原警察署、書人警察署、島原警察署、書人警察署、書人董管察署、書人董管察署、書人董管察署、書人董管察署、書人董管察署、書人董管察署、書人董管察署、書人董管察署、書人董管察署、書、書、書、書、書、書、書、書、書、書、書、書、書、書、書、書、書、書、書

(勤勉手当の成績率)

- 第30条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、 当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるもの とする。
 - (1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の195</u> (特定幹部職員に あっては、100分の235)
 - (2) 略

別表第2 (第7条関係)

組	織	職	区分			
知事部局	略					
	総合水産試験	場長	5種			
	場	略				
	略					
	石木ダム建設	所長	4種			
	事務所	略				
略						
教育庁(学校	略					
以外の教育機 関を含む。)	本庁 略					
N E B 30)		教育次長 参事監 (課長又はこれに相当する 職務の者を除く。)	3種			
		参事監 (前記以外の参事監)	4種			
		略				
		室長 (前記以外の室長) 人事管理監 体育指導監	6種			
	埋蔵文化財センター	所長	6種			
	略					
	対馬歴史民俗 資料館	館長	6種			
略		1				
警察	略					
	警察署	署長(長崎警察署、大浦警察署、 稲佐警察署、浦上警察署、時津警察署、諫早警察署、雲仙警察署、 島原警察署、大村警察署、 長島原警察署、大村警察署、 大力等察署、 大力等察署、 大力等察署、 大力等察署 大力場等の 大力場等の 大力場等の 大力場等を 大力場等を 大力場等を 大力場等を 大力場等を 大力場等を 大力場等を 大力場等を 大力場等を 大力場等を 大力場等を 大力場を 大力場を 大力場を 大力場を 大力場を 大力場を 大力場を 大力場	3種			

mg mg

(一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和39年長崎県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

97.11

(防疫等作業手当)

第3条 略

- 2 条例第5条第2項の人事委員会規則で定める感染症は、 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条に定め る家畜感染症のうち口蹄疫、豚熱(別表第1右欄第6項の 作業を除く。)、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥 インフルエンザとする。
- 3 略

(精神保健福祉業務手当)

- 第5条 条例第7条第1項の規定により手当を支給される職員は、福祉保健部、振興局管理部、五島振興局上五島支所 総務課、保健所又は長崎こども・女性・障害者支援センター に勤務する職員のうち同項各号に掲げる業務を行った職員 とする。
- 2 略

(公害防止作業手当)

第8条 条例第10条第1項の規定により手当を支給される職員は、<u>県民生活環境部</u>生活衛生課、地域環境課若しくは資<u>源循環推進課</u>、環境保健研究センター又は保健所に勤務する職員のうち、同条同項に規定する作業に従事する職員とする。

2 略

(と畜検査手当)

第14条 条例第16条第1項の規定により手当を支給される職員は、<u>県民生活環境部</u>生活衛生課又は保健所に勤務すると 畜検査員(と畜場法(昭和28年法律第114号)第15条に定 める者をいう。)のうちと畜検査に従事した職員とする。 (航空手当)

第16条 略

- 2 略
- 3 条例第18条第1項第3号の人事委員会規則で定める業務 は、県民生活環境部資源循環推進課及び保健所に勤務する 職員が航空機にとう乗して行う廃棄物の不法投棄を監視す る業務とする。

(狂犬病予防作業手当)

第17条 条例第19条第1項の規定により手当を支給される職員は、<u>県民生活環境部</u>生活衛生課又は保健所に勤務する狂犬病予防員のうち、同条同項に規定する作業に従事した職員とする。

別表第1 (第3条関係)

防疫等作業手当を支給する勤務箇所及び作業の種類

勤務箇所	作業の種類
<u>県民生活環境部</u> 、福祉保健 部、農林部畜産課、環境保	1 次の感染症に係る救護、防疫、物件処理 及び細菌の検査、研究若しくは製造
健研究センター、農林技術	(1) 略
開発センター畜産研究部 門、保健所、こども医療福	(2) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166 号)第2条に定める家畜感染症のうち口蹄
祉センター、肉用牛改良セ	疫、流行性脳炎、狂犬病、リフトバレー熱、
ンター	炭そ、出血性敗血症、ブルセラ病、結核病、 鼻そ、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及
	び低病原性鳥インフルエンザ
	(3) 略

改正前

(防疫等作業手当)

第3条 略

2 条例第5条第2項の人事委員会規則で定める感染症は、 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条に定め る家畜感染症のうち口蹄疫、豚コレラ、高病原性鳥インフ ルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザとする。

3 略

(精神保健福祉業務手当)

第5条 条例第7条第1項の規定により手当を支給される職員は、福祉保健部、振興局管理部、保健所又は長崎こども・女性・障害者支援センターに勤務する職員のうち同項各号に掲げる業務を行った職員とする。

2 略

(公害防止作業手当)

第8条 条例第10条第1項の規定により手当を支給される職員は、<u>県民生活部</u>生活衛生課、<u>環境部</u>地域環境課若しくは<u>廃棄物対策課</u>、環境保健研究センター又は保健所に勤務する職員のうち、同条同項に規定する作業に従事する職員とする。

2 略

(と畜検査手当)

第14条 条例第16条第1項の規定により手当を支給される職員は、<u>県民生活部</u>生活衛生課又は保健所に勤務すると畜検査員(と畜場法(昭和28年法律第114号)第15条に定める者をいう。)のうちと畜検査に従事した職員とする。

(航空手当)

第16条 略

2 略

3 条例第18条第1項第3号の人事委員会規則で定める業務 は、廃棄物対策課及び保健所に勤務する職員が航空機にと う乗して行う廃棄物の不法投棄を監視する業務とする。

(狂犬病予防作業手当)

第17条 条例第19条第1項の規定により手当を支給される職員は、<u>県民生活部</u>生活衛生課又は保健所に勤務する狂犬病予防員のうち、同条同項に規定する作業に従事した職員とする。

別表第1 (第3条関係)

防疫等作業手当を支給する勤務箇所及び作業の種類

勤務箇所	作業の種類
県民生活部、環境部、福祉	1 次の感染症に係る救護、防疫、物件処理
保健部、農林部畜産課、環	及び細菌の検査、研究若しくは製造
境保健研究センター、農林	(1) 略
技術開発センター畜産研究	(2) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166
部門、保健所、こども医療	号)第2条に定める家畜感染症のうち口蹄
福祉センター、肉用牛改良	疫、流行性脳炎、狂犬病、リフトバレー熱、
センター	炭そ、出血性敗血症、ブルセラ病、結核病、
	鼻そ <u>、豚コレラ</u> 、高病原性鳥インフルエン
	ザ及び低病原性鳥インフルエンザ
	(3) 略

2~5 略

6 豚熱のまん延を防止するために行う野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業

別表第3 (第12条関係)

有害物取扱手当を支給する勤務箇所

県民生活環境部食品安全・消費生活課(消費生活センターに限る。)、農林部林政課及び森林整備室、県央振興局農林部、島原振興局農林水産部、県北振興局農林部、五島振興局農林水産部、壱岐振興局農林水産部、対馬振興局農林水産部、環境保健研究センター、工業技術センター、窯業技術センター、総合水産試験場、農林技術開発センター、保健所、こども医療福祉センター、農業大学校、病害虫防除所、肉用牛改良センター

別表第5 (第20条関係)

特殊現場作業手当を支給する勤務箇所

県民生活環境部自然環境課、水産部漁港漁場課、農林部(農村整備課、林政課及び森林整備室に限る。)、土木部(監理課及び用地課を除く。)、長崎振興局建設部及び長崎港湾漁港事務所、県央振興局農林部(農業企画課、長崎地域普及課、諫早地域普及課、大村・東彼地域普及課、諫早湾干拓営農支援センター、西海事務所、衛生課、防疫課及び検査課を除く。)及び建設部、島原振興局農林水産部(農業企画課、島原地域普及課、雲仙地域普及課、南島原地域普及課、衛生課、防疫課及び県南水産業普及指導センターを除く。)及び建設部、県北振興局農林部(農業企画課、南部地域普及課、北部地域普及課、衛生課及び防疫課を除く。)及び建設部、五島振興局農林水産部(農村整備課及び林務課に限る。)、建設部及び上五島支所建設部、壱岐振興局農林水産部(農林整備課に限る。)及び建設部、対馬振興局農林水産部(株業課及び森林土木課に限る。)及び建設部、対馬振興局農林水産部(林業課及び森林土木課に限る。)及び建設部、石木ダム建設事務所

2~5 略

別表第3 (第12条関係)

有害物取扱手当を支給する勤務箇所

県民生活部食品安全・消費生活課(消費生活センターに限る。)、農林部 林政課及び森林整備室、県央振興局農林部、島原振興局農林水産部、県 北振興局農林部、五島振興局農林水産部、壱岐振興局農林水産部、対馬 振興局農林水産部、環境保健研究センター、工業技術センター、窯業技 術センター、総合水産試験場、農林技術開発センター、保健所、こども 医療福祉センター、農業大学校、病害虫防除所、肉用牛改良センター

別表第5 (第20条関係)

特殊現場作業手当を支給する勤務箇所

環境部自然環境課、水産部漁港漁場課、農林部(農村整備課、林政課及び森林整備室に限る。)、土木部(監理課及び用地課を除く。)、長崎振興局建設部及び長崎港湾漁港事務所、県央振興局農林部(農業企画課、長崎地域普及課、諫早地域普及課、大村・東彼地域普及課、諫早湾干拓営農支援センター、西海事務所、衛生課、防疫課及び検査課を除く。)及び建設部、島原振興局農林水産部(農業企画課、島原地域普及課、雲仙地域普及課、南島原地域普及課、衛生課、防疫課及び県南水産業普及指導センターを除く。)及び建設部、県北振興局農林部(農業企画課、南部地域普及課、北部地域普及課、衛生課及び防疫課を除く。)及び建設部、五島振興局農林水産部(農村整備課及び林務課に限る。)、建設部及び上五島支所建設部、壱岐振興局農林水産部(農村整備課に限る。)及び建設部、ガ馬振興局農林水産部(株業課及び森林土木課に限る。)及び建設部、ガ馬振興局農林水産部(株業課及び森林土木課に限る。)及び建設部、石木ダム建設事務所

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第3条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年長崎県人事委員会規則第2号)の一部を次のよう に改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

別表第1 (第3条関係) ア 行政職給料表級別職務表

職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分
略			,	
4級	1	略		
	2	略		
	4	略		
5級	1	略		
	2	略		
略				

備考 略

イ 公安職給料表級別職務表

職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分
略				警察
4級	1	取調べ監督室長、情報公開室 長、警察安全相談室長、鉄道警 察隊長、術科指導室長、鉄道警 察隊長、航空隊長、初動警察 支援隊長、少年サポーセン ター長、渉外捜査室長、機動 鑑識隊長、駐車対策室長、長 崎運転免許センター長、所	警察本部	

別表第1 (第3条関係)

ア 行政職給料表級別職務表

職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分
略				
4 級	1	略		
	2	略		
		新幹線文化財調査事務所の所 長	地方機関	教育
	4	略		
5級	1	略		
	2	略		
		新幹線文化財調査事務所の所 長	地方機関	教育
略				

改正前

備考 略

イ 公安職給料表級別職務表

		·		
職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分
略				警察
4 級	1	取調べ監督室長、情報公開室 長、警察安全相談室長、音楽 隊長、術科指導室長、鉄道警 察隊長、航空隊長、初動警察 支援隊長、少年サポートセン ター長、渉外捜査室長、機動 鑑識隊長、駐車対策室長、所 (隊) 長補佐	警察本部	

		略			
	2	略			2
	3	略			3
	4	略			4
5級	1	略		5級	1
	2	長、警察安全相談室長、音楽 隊長、術科指導室長、鉄道警 察隊長、航空隊長、初動警察 支援隊長、少年サポートセン ター長、渉外捜査室長、機動 鑑識隊長、駐車対策室長、長 <u>崎運転免許センター長</u> 、所 (隊) 長補佐	本部		2
		略			
	4	略			4
a tm	5	略		2 /111	5
6級	1	略	-t- 40	6級	1
		長、警察安全相談室長、音楽 隊長、術科指導室長、鉄道警 察隊長、航空隊長、初動警察 支援隊長、少年サポートセン ター長、渉外捜査室長、機動 鑑識隊長、駐車対策室長、長 <u>崎運転免許センター長</u> 、所 (隊) 長補佐	本部		2
		略			
- m	4	略 Int			4
7級	1	略 mt		7級	1
	2	略	Lister		2
	3	長、犯罪被害者支援室長、管理 室長、電算企 順界管 等 科指導室長、施設等 書 海室長、電算企 健康管 等 科指導室長、大學室長、電算工業務 指導等導力 地域查支援 長、地域指導等導力 地域查支援 長、校視官 室長、地域查方 建 室 長、 下	本部		3
		略			
	5	略			5
略				略	
備考 🏻	略			備考 眡	文

		略	
	2	略	
	3	略	
	4	略	
5級	1	略	
	2	取調べ監督室長、情報公開室 長、警察安全相談室長、音楽 隊長、術科指導室長、鉄道警 察隊長、航空隊長、初動警察 支援隊長、少年サポートセン ター長、渉外捜査室長、機動 鑑識隊長、駐車対策室長、所 (隊)長補佐	警察本部
		略	
	4	略	
	5	略	
6 級	1	略	
	2	取調べ監督室長、情報公開室 長、警察安全相談室長、音楽 隊長、術科指導室長、鉄道警 察隊長、航空隊長、初動警察 支援隊長、少年サポートセン ター長、渉外捜査室長、機動 鑑識隊長、駐車対策室長、所 (隊) 長補佐	警察本部
		略	
	4	略	
7級	1	略	
	2	略	
	3	公安委員会補佐室長、広報室	警察本部
		長、犯罪被害者支援室長、監查室長、企画室長、施設管理室長、施設管理室長、施設管理室長、電景、企画座画開管空程。在實度、企业等等。 犯罪室長、他康等空長、電车。 犯罪室長、投查室長、市可業務指導室長、地域企動室是、地域指導。 由	
	5	查室長、企画室長、施設管理 室長、電算企 世界 空長、 電算企 健康 発室 里 犯罪抑止 対策室長、 健康 空長 犯罪抑止 対策室長、 非可、地域 調率 空長、 投查 支援 空 星 及 報	

(特地勤務手当等の支給に関する規則の一部改正)

第4条 特地勤務手当等の支給に関する規則 (昭和46年長崎県人事委員会規則第15号) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前				
J表(第2 <i>9</i> ア 特地2	条関係) 公署(一般)		別	J表(第2条 ア 特地公	○ 機係) ○ 器 (一般)			
市町名	公署名	級別区分	市町名 公署名			級別区分		
略				略				
対馬市	対馬市 略 対馬		対馬市	略				
	対馬振興局 対馬振興局管理部対馬市派遣、税務課、森林土 木課及び林業課 対馬振興局建設部対馬空港管理事務所 対馬保健所 対馬家畜保健衛生所 対馬歴史研究センター 対馬海区漁業調整委員会事務局	3級			対馬振興局 対馬振興局管理部対馬市派遣、税務課、森林土 木課及び林業課 対馬振興局建設部対馬空港管理事務所 対馬保健所 対馬家畜保健衛生所 対馬歷史民俗資料館 対馬海区漁業調整委員会事務局	3 級		
壱岐市	略			壱岐市	略			
	壱岐振興局 壱岐振興局管理部壱岐市派遣、壱岐振興局農林 水産部農林整備課、水産課及び壱岐水産業普及 指導センター 壱岐保健所 壱岐振興局建設部壱岐空港管理事務所 県北部海区漁業調整委員会事務局壱岐駐在	2級			壱岐振興局 壱岐振興局農林水産部農林整備課、水産課及び 壱岐水産業普及指導センター 壱岐保健所 壱岐振興局建設部壱岐空港管理事務所 県北部海区漁業調整委員会事務局壱岐駐在	2級		
略		I		略	1	1		

(へき地手当等の支給に関する規則の一部改正)

第5条 へき地手当等の支給に関する規則(昭和46年長崎県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
表(第2条関	関係)		別表(第2条関	係)		
市町名	学校名 級別区分			市町名	学校名	級別区分	
略			略				
対馬市	略		対馬市		略		
	美津島北部小学校 豊玉小学校 豊玉中学校 乙宮小学校 佐須奈小学校 佐須奈小学校 比田勝小学校 比田勝小学校 比田勝中学校 豊玉学校給食共同調理場 上対馬学校給食共同調理場	3 級			美津島北部小学校 <u>浅海中学校</u> 豊玉小学校 豊玉中学校 乙宮小学校 佐須奈小学校 佐須奈中学校 比田勝小学校 比田勝中学校 史田勝中学校 豊玉学校給食共同調理場 上対馬学校給食共同調理場	3級	
	略				略		
略			略				

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第5号

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

住居手当の支給に関する規則(昭和49年長崎県人事委員会規則第42号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。 改正後

(借受け住宅における権衡職員の範囲)

第4条 職員給与条例第12条の3第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年長崎県人事委員会規則第3号)第5条に該当する職員(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。)で、同条第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年長崎県人事委員会規則第2号)第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあっては、当該適用)の直前の住居であった住宅(県が設置する公舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。

(令和3年4月1日における届出の特例)

第12条 令和3年3月31日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和元年長崎県条例第26号)附則第8項から第10項までの規定による住居手当を支給されている職員であって、同年4月1日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に職員給与条例第12条の3第1項各号に該当することとなるものについては、令和2年3月31日において支給されていた住居手当に係る第5条第1項の規定により行われた届出(令和元年長崎県条例第26号附則第8項から第10項までの規定による住居手当の支給に関する規則第5条において準用する第5条第1項の規定による届出が行われた場合には、当該届出)を令和3年4月1日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

改正前

(借受け住宅における権衡職員の範囲)

第4条 職員給与条例第12条の3第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年長崎県人事委員会規則第3号)第5条に該当する職員(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。)で、同条第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年長崎県人事委員会規則第2号)第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあっては、当該適用)の直前の住居であった住宅(県が設置する公舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

<u>(</u>平成28年勧告改正給与条例附則第8項から第10項までの 規定が適用される間の読替え)

第12条 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条第2号中「同条例第12条第1項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年長崎県条例第50号)附則第8項から第10項までの規定により読み替えられた職員給与条例第12条第1項」とする。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年長崎県条例第26号附則第8項から第10項までの規定による住居手当の支給に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第6号

令和元年長崎県条例第26号附則第8項から第10項までの規定による住居手当の支給に関する規則 (適用除外職員)

- 第1条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和元年長崎県条例第26号。以下「改正職員給与条例」という。) 附則第8項及び第9項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 改正職員給与条例第2条及び第4条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(昭和32年長崎県条例第45号。以下「改正前の職員給与条例」という。)第12条の3第1項第1号又は改正前の市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例(昭和32年長崎県条例第46号。以下「改正前の教職員給与条例」という。)第10条の3第1項第1号に該当していた職員であって、施行日以後において次に掲げる職員のいずれかに該当するもの
 - ア 職員の給与に関する条例(以下「改正後の職員給与条例」という。)第12条の3の規定を適用するとしたならば新たに同条第1項第2号に該当することとなる職員
 - イ 市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例(以下「改正後の教職員給与条例」という。)第10 条の3の規定を適用するとしたならば新たに同条第1項第2号に該当することとなる職員

- ウ 改正前の職員給与条例第12条の3の規定を適用するとしたならば同条第1項第1号に該当しないことと なる職員
- エ 改正前の教職員給与条例第10条の3の規定を適用するとしたならば同条第1項第1号に該当しないこととなる職員
- (2) 施行日の前日において同条の規定による改正前の職員給与条例第12条の3第1項第2号又は改正前の教職員給与条例第10条の3第1項第2号に該当していた職員であって、施行日以後において次に掲げる職員のいずれかに該当するもの
 - ア 改正後の職員給与条例第12条の3の規定を適用するとしたならば新たに同条第1項第1号に該当することとなる職員
 - イ 改正後の教職員給与条例第10条の3の規定を適用するとしたならば新たに同条第1項第1号に該当する こととなる職員
 - ウ 改正前の職員給与条例第12条の3の規定を適用するとしたならば同条第1項第2号に該当しないことと なる職員
 - エ 改正前の教職員給与条例第10条の3の規定を適用するとしたならば同条第1項第2号に該当しないこと となる職員
- (3) 施行日の前日において改正前の職員給与条例第12条の3第1項各号のいずれにも該当していた職員であって、施行日以後において同条の規定を適用するとしたならば同条第1項各号のいずれか又はすべてに該当しないこととなるもの
- (4) 施行日の前日において改正前の教職員給与条例第10条の3第1項各号のいずれにも該当していた職員であって、施行日以後において同条の規定を適用するとしたならば同条第1項各号のいずれか又はすべてに該当しないこととなるもの
- (5) 改正職員給与条例附則第8項及び第9項に規定する旧手当額が1,000円以下となる職員
- (6) 前各号に掲げる職員に準ずる職員として人事委員会が定める職員 (家賃の月額に変更があった場合の旧手当額)
- 第2条 改正職員給与条例附則第8項及び第9項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前の職員給与条例第12条の3第2項又は改正前の教職員給与条例第10条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。
 - (1) 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正職員給与条例附則第8項及び第9項の規定による 住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額(以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。) より高い場合(第3号に掲げる場合を除く。) 旧家賃月額
 - (2) 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合(次号に掲げる場合を除く。) 変更後の家賃の月額
 - (3) 施行日の前日において改正前の職員給与条例第12条の3第1項各号のいずれにも該当していた場合又は改正前の教職員給与条例第10条の3第1項各号のいずれにも該当していた場合 人事委員会と協議して定める額

(確認及び決定)

第3条 任命権者は、施行日の前日に改正前の職員給与条例第12条の3又は改正前の教職員給与条例第10条の3 の規定により支給されていた住居手当に係る事実(令和2年3月2日から施行日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。)を人事委員会が定める様式の住居手当認定簿その他の資料により確認し、当該住居手当を受けていた職員が改正職員給与条例附則第8項及び第9項の職員たる要件を具備する場合は、施行日において支給すべき同条の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。

(支給の始期及び終期)

第4条 改正職員給与条例附則第8項及び第9項の規定による住居手当の支給は、令和2年4月から開始し、職員が同項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)又は令和3年3月のいずれか早い月をもって終わる。

(住居手当の支給に関する規則の準用)

第5条 住居手当の支給に関する規則(昭和49年人事委員会規則第42号)第5条から第9条まで(第8条第1項を除く。)の規定は、改正職員給与条例附則第8項及び第9項の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、同規則第5条第1項中「新たに職員給与条例第12条の3第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和元年長崎県条例第26号)附則第8項から第10項までの規定による住居手当を受けている職員は、その

居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする」とあるのは「ならない」と、同規則第6条第1項中「決定し、又は改定」とあるのは「改定」と、同条第2項中「前項」とあるのは「令和元年長崎県条例第26号附則第8項から第10項までの規定による住居手当の支給に関する規則第3条又は前項」と、同規則第8条第2項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と読み替えるものとする。

(人事交流等職員の取扱い)

- 第6条 改正職員給与条例附則第8項及び第9項の規定による住居手当を支給される職員との権衡上必要がある と認められるものとして、施行日以降に、次に掲げる者から人事交流等により引き続き新たに住居手当の支給 を受ける職員の住居手当については、一般職員の例によるものとする。
 - (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第2項に掲げる一部事務組合の職員
 - (2) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第3号に掲げる地方公営企業等の職員
 - (3) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年長崎県条例第4号)第2条第1項に掲げる団体に 派遣された職員

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、改正職員給与条例附則第8項から第10項までの規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第7号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則(令和元年長崎県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

表第1 (第5条関係) 職種別基準表ア 行政職給料表職種別基準表					
		基礎	号給	上限	
職種又は職名	学歴免許等	職務の級	号給	職務の級	号給
略					
国民健康保険医療給付専門指導員	略				
介護支援専門員	高校卒	1	1	1	37
母子自立支援員 (社会福祉主事任用資格あり)	略				
略					
キャリアコーディネーター	略				
統括就職支援員	<u>高校卒</u>	1	1	1	<u>69</u>
<u>就職支援員</u> (国家資格キャリアコンサルタン トあり)	<u>高校卒</u>	1	1	1	<u>61</u>
<u>就職支援員</u> (国家資格キャリアコンサルタン トなし)	<u>高校卒</u>	1	1	<u>1</u>	<u>37</u>
採用力向上支援員	高校卒	1	1	1	93
離職者訓練推進員	略				
略					

別表第1 (第5条関係) 職種別基準表 ア 行政職給料表職種別基準表

		基礎号給		上限	
職種又は職名	学歴免許等	職務の級	号給	職務の級	号給
略					
国民健康保険医療給付専門指導員	略				
母子自立支援員 (社会福祉主事任用資格あり)	略				
略					
キャリアコーディネーター	略				
離職者訓練推進員	略				
略	1				

改正前

対馬歴史研究センター学芸員 略		歴史民俗資	料館学芸員	略
略		略		
イ~ウ 略		イ~ウ I	略	

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第8号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(平成7年長崎県人事委員会規則第1号)の一部 を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
·	

(週休日及び勤務時間の割振りの基準等)

- 第1条の2 条例第3条第3項の人事委員会規則で定める職員は、適切な公務運営を確保するため、同項の規定を適用しないこととする必要があるとして任命権者が定める職員とする。
- 2 条例第3条第3項の規定により申告ができる職員は、勤 務時間を柔軟に割り振ることで、公務能率の向上につなが る業務に従事する職員とする。
- 第1条の3 条例第3条第3項の規定による勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - (1) 1日の勤務時間は、4時間以上かつ12時間以内で、任命権者があらかじめ定める時間の範囲内とすること。ただし、職員の休日(条例第8条に規定する職員の休日をいう。以下同じ。)その他人事委員会の定める日(以下「休日等」という。)については、7時間45分とすること。
 - (2) 月曜日から金曜日までの通常定められた勤務時間において、休憩時間を除き、6時間の範囲内で任命権者があらかじめ定める時間は、この条の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。
 - (3) 始業の時刻及び終業の時刻は、午前7時から午後10時 までの時間帯において、任命権者があらかじめ定める時 間内で設定すること。
- 第1条の4 条例第3条第4項の規定による勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - (1) 週休日(条例第3条第1項に規定する週休日をいう。 以下同じ。)に加えて設ける週休日は、単位期間をその 初日から1週間ごとに区分した各期間(単位期間が1週 間である場合にあっては、単位期間)ごとにつき1日を 限度とすること。
 - (2) 1日の勤務時間は、4時間以上かつ12時間以内で、任 命権者があらかじめ定める時間の範囲内とすること。た だし、休日等については7時間45分とすること。
 - (3) 月曜日から金曜日までの通常定められた勤務時間において、休憩時間を除き、6時間の範囲内で任命権者があらかじめ定める時間は、この条の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。
 - (4) <u>始業の時刻及び終業の時刻は、午前7時から午後10時</u> までの時間帯において、任命権者があらかじめ定める時間内で設定すること。

- 第1条の5 条例第3条第3項の職員の申告は第1条の3に 定める基準に、条例第3条第4項の職員の申告は前条に定 める基準に適合するものでなければならない。
- 2 任命権者は、次の各号に掲げる申告の区分に応じ、当該 各号に定めるところにより勤務時間を割り振り、及び週休 日を設けるものとする。
 - (1) 第1条の3に定める基準に係る申告 当該申告を考慮して勤務時間を割り振るものとする。この場合において、当該申告どおりに勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事委員会の定めるところにより勤務時間を割り振ることができるものとする。
 - (2) 前条に定める基準に係る申告 当該申告を考慮して前条第1号の基準により週休日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。この場合において、任命権者は、できる限り、当該週休日及び勤務時間の割振りが申告どおりとなるように努めるものとし、当該申告どおりに週休日を設け、及び勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事委員会の定めるところにより週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることができるものとする。
- 3 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、 前項の規定による勤務時間の割振り及び週休日又はこの項 の規定により変更された後の勤務時間の割振り及び週休日 を変更することができる。
 - (1) 職員からあらかじめ前項の規定により割り振られた勤務時間の始業若しくは終業の時刻及び設けられた週休日 又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の始業 若しくは終業の時刻及び週休日について変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。
 - (2) 前項の規定により勤務時間の割振りを行い、及び週休日を設け、又はこの項の規定により勤務時間の割振り及び週休日の変更を行った後に生じた事由により、前項の規定による勤務時間の割振り及び週休日によると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に人事委員会の定めるところにより変更するとき。
- 第1条の6 条例第3条第3項の人事委員会規則で定める期間は、4週間とし、同条第4項の規定に基づく週休日及び 勤務時間の割振りについては1週間、2週間、3週間又は 4週間のうち職員が選択する期間とする。
- 第1条の7 条例第3条第4項第1号の人事委員会規則で定める者は、次に掲げるものとする。
 - (1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹
 - (2) 職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第3において同じ。)との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの
- 2 条例第3条第4項第1号の人事委員会規則で定めるもの は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある 子を養育する職員
 - (2) 条例第3条第4項第1号に規定する配偶者等であって、負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護を行う職員

(特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及 び勤務時間の割振りの基準)

第2条 任命権者は、条例第4条第2項本文の定めるところ に従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤

(特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及 び勤務時間の割振りの基準)

第2条 任命権者は、条例第4条第2項本文の定めるところ に従い週休日(条例第3条第1項に規定する週休日をいう。 務日(条例第5条に規定する勤務日をいう。次項、次条及び第7条において同じ。)が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないようにしなければならない。

2 略

(介護休暇)

第14条

略

2及び3 略

4 職員は、第2項の申出に基づき前項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合において、職員は、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、所属長に対し申し出なければならない。

5 略

6 第3項又は前項の規定にかかわらず、所属長は、それぞれ、申出の期間又は第2項の申出に基づき第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下この項において「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり第17条第2項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

7 略

(市町村立学校県費負担教職員への適用)

第20条 市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年長崎県条例第28号)の規定により例によることとされた場合の市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員へのこの規則の適用については、第1条の5第2項及び第3項、第4条の3第1項から第3項まで、第4条の4第2項及び第4項から第6項まで、第5条の3第3項から第5項まで及び第8項、第5条の6第3項及び第7項、第5条の7第3項から第5項まで及び第9項、第6条第2項、第13条第15号及び第26号並びに第14条第2項の規定中「任命権者」とあるのは「市町村教育委員会」とし、第4条の3第2項の規定中「人事委員会」とあるのは「市町の長」とする。

別表第3 (第13条第13号関係) 略

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

以下同じ。)及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日(条例第5条に規定する勤務日をいう。次項、次条及び第7条において同じ。)が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないようにしなければならない。

2 略

(介護休暇)

第14条 条例第17条第1項の人事委員会規則で定める者は、 次に掲げる者とする。

- (1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- (2) 職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第3において同じ。)との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの

2 略

3及び4 略

5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは<u>第7項</u>の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは<u>第7項</u>の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合において、職員は、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、所属長に対し申し出なければならない。

6 略

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、所属長は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下この項において「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり第17条第2項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

<u>8</u> 略

(市町村立学校県費負担教職員への適用)

第20条 市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年長崎県条例第28号)の規定により例によることとされた場合の市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員へのこの規則の適用については、第4条の3第1項から第3項まで、第4条の4第2項及び第4項から第6項まで、第5条の3第3項から第5項まで及び第8項、第5条の6第3項及び第7項、第5条の7第3項から第5項まで及び第9項、第6条第2項、第13条第15号及び第26号並びに第14条第3項の規定中「任命権者」とあるのは「市町村教育委員会」とし、第4条の3第2項の規定中「人事委員会」とあるのは「市町の長」とする。

別表第3 (第13条第12号関係) 略

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年3月31日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第9号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長崎県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

		改正後				改正前
別表(第2多	条関係)		別	表(第2多	条関係)	
ή̈́	組織	職員		組織		職員
略		略		略		略
知事部局	本庁・女性・	統轄監		知事部局	本庁	統轄監 部長 危機管理監 技監 次長 務事 事監 課長 室長 県民センター長 総務課 多事 (国民保護等 担当) 総務文書 整 (国民保護等 上地域環境課參事 福長 健課民健看課政策調整
	障害者支援センター	/7/1 尺 / C/LX			障害者支援センター	/// <u>明/// </u>
略		略		略		略
教育委員会	本庁	理事 政策監 教育次長 課長 室長 課に置く室の長 人事管理監 体育指導監 企画監 参事(人事担当) 総務課法務監察班参事 総括課長補佐 総務課法務監察班課長補佐 総務課法務監察班課長補佐 裁職員課課長補佐 人事担当) 管理主事 (人事担当) 高校教育課課長補佐(人事担当) 義務教育課係長(人事担当) 意校教育課係長(人事担当) 総務課主任主事(人事担当) 教職員課主任主事(人事担当) 教職員課主任主事(人事担当) 教職員課主任主事(人事担当)		教育委員会	本庁	理事 政策監 教育次長 課長 室長 課に置く室の長 人事管理監 体育指導監 参事 (人事担当) 総務課法務監察班参事 総括課長補佐 総務課総務人事班課長補佐 総務課 法務監察班課長補佐 人事担当) 高校教育課課長補佐 (人事担当) 高校教育課保長(人事担当) 義務教育課係長(人事担当) 高校教育課係長(人事担当) 総務課主任主事 (人事又は給与担当) 教職員課主任主事 (人事担当) 教職員課主任主事 (人事担当) 教職員課主任主事
					新幹線文化財 調査事務所	所長 課長
	長崎県埋蔵文 化財センター	略			長崎県埋蔵文 化財センター	- 哈
	長崎県対馬歴史研究センター	<u>所長</u> 課長				

略	
略	

備考

1~3 略

4 <u>産業政策課総務・予算班係長とは、人事担当の係長</u> 1名をいう。

5~8 略

略					
対馬歴史民俗 資料館	館長	課長			
略					

備考

1~3 略

4 県民協働課総務企画班係長及び産業政策課総務・予 算班係長とは、人事担当の係長1名をいう。

5~8 略

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

人事委員会公告

不服申立て事案の却下決定に係る公示送付(公告)

不利益処分についての不服申立てに関する規則(平成14年長崎県人事委員会規則第24号。以下「規則」という。) 第57条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年3月31日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

下記請求人に係る審査請求について、当委員会では当該請求人の死亡を確認したが、請求人の相続人等から当委員会に対し、平成23年12月1日までに、規則第9条第1項の規定に基づく承継の申出がされなかった。

よって、不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則(平成23年長崎県人事委員会規則第8号)附則第3項の規定により、規則第13条第1項第3号に該当するため、令和2年3月27日付けで、審査を打ち切り、却下することを決定したが、決定書の正本を送付することができないので、ここに公示する。

なお、決定書の正本は、当委員会が保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付する。

記

田﨑 幸一、内田 澄子

不服申立て事案の却下決定に係る公示送付(公告)

不利益処分についての不服申立てに関する規則(平成14年長崎県人事委員会規則第24号。以下「規則」という。) 第57条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年3月31日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

下記請求人に係る審査請求について、当委員会では当該請求人の死亡を確認したが、請求人の相続人等から当委員会に対し、死亡の日の翌日から起算して6月以内に規則第9条第1項の規定に基づく承継の申出がされなかった。

よって、規則第13条第1項第3号に該当するため、令和2年3月27日付けで、審査を打ち切り、却下することを決定したが、決定書の正本を送付することができないので、ここに公示する。

なお、決定書は、当委員会が保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付する。

記

田中 饒、田代 純久、池田 弘、金子 弘、後田 茂樹、坂口 昭美、森澤 博司、高木 和弘、

大串 昌信、原 次郎、西村 良男、中島 毅、平山 惠昭、橋本 ナツ、福島 千代子、森永 兌子、

大串 宏八、栁谷 千鶴子、恒成 正敏、中尾 昭典、馬場 烈、長崎 薫、榮岩 八壽子、藤原 辰雄、

黒石 登美子、太田 一、前田 勉、島田 辰子、野中 チトヨ、梅津 静子、松尾 カヅエ、山崎 博史、

平山 孝、森澤 喜久子、勝田 弘、山口 陽子、満崎 潮見、石丸 貞重、佐藤 郁也、田中 八郎、

三木 玲子、永峯 隆司、原田 順子、福井 宏治、山口 孝行、松山 英敏、上野 宏、山田 半次、

小島 雅人、福島 正朗、横田 紀子、藤家 重徳、前田 敬也、松井 義徳、中村 シヅエ、朝長 久枝、

白髭 カズヱ、長岡 賢司、福田 佐知子、久保 寛、宮崎 勝秀、中谷 守、中村 ムメ、野口 チヱ子

長崎市尾上町三番一号発行者 長 崎 県

電話代表(八二四)二一一四

印刷人 岩 永 泰 明印刷所 長崎市弥生町八番三十号 株式会社 岩永印刷所